

地方税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(法第十五条の四第二項の届出書)</p> <p>第一条の四 略</p> <p>2 法第五十三条第二十二項若しくは第三百二十一条の八第二十二項の申告書又は法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の修正申告書に係る税額につき法第十五条の四第一項の規定の適用を受けようとする法人は、これらの申告書又は修正申告書に必要な事項を記載することによつて前項の届出書に代えることができる。</p> <p>(法第二十五条第一項第一号の総務省令で定めるもの)</p> <p>第一条の十一 法第二十五条第一項第一号に規定する総務省令で定めるものは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人及びそれ以外の地方独立行政法人であつて同法第二十一条の規定に基づき病院事業を行うもののうち、地方公営団体から病院の譲渡を受けて医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第一項に規定する許可を受けたものとする。</p> <p>(年金給付契約)の対象となる共済に係る契約の要件の細目)</p>	<p>(法第十五条の四第二項の届出書)</p> <p>第一条の四 略</p> <p>2 法第五十三条第二十七項若しくは第三百二十一条の八第二十七項の申告書又は法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の修正申告書に係る税額につき法第十五条の四第一項の規定の適用を受けようとする法人は、これらの申告書又は修正申告書に必要な事項を記載することによつて前項の届出書に代えることができる。</p> <p>第一条の十一 削除</p> <p>(個人年金保険契約等)の対象となる共済に係る契約の要件の細目)</p>

**第一条の十四** 政令第七條の十五の十二第三号 に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 政令第七條の十五の十二第三号 に規定する生命共済に係る契約で年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。以下本条において「年金共済契約」という。）を締結する組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第十一条第一項第十一号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合若しくは共済水産業協同組合連合会をいう。次号において同じ。）の定める当該年金共済契約に係る共済規程は、当該年金共済契約に係る約款を全国連合会（農業協同組合法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会のうちその業務が全国の区域に及ぶものをいう。以下本条において同じ。）が農林水産大臣の承認を受けて定める約款と同一の内容のものとする旨の定めがあるものであること（全国連合会の締結する年金共済契約に係る共済規程にあつては、農林水産大臣の承認を受けたものであること。）。

二及び三 略

**第一条の十五** 政令第七條の十五の十四第三号に規定する総務省令で定める要件は、同号に規定する漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下

**第一条の十四** 政令第七條の十五の六第一項第三号に規定する総務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 政令第七條の十五の六第一項第三号に規定する生命共済に係る契約で年金の給付を目的とするもの（退職年金の給付を目的とするものを除く。以下本条において「年金共済契約」という。）を締結する組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）第十一条第一項第十一号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合若しくは共済水産業協同組合連合会をいう。次号において同じ。）の定める当該年金共済契約に係る共済規程は、当該年金共済契約に係る約款を全国連合会（農業協同組合法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会のうちその業務が全国の区域に及ぶものをいう。以下本条において同じ。）が農林水産大臣の承認を受けて定める約款と同一の内容のものとする旨の定めがあるものであること（全国連合会の締結する年金共済契約に係る共済規程にあつては、農林水産大臣の承認を受けたものであること。）。

二及び三 略

**第一条の十五** 政令第七條の十五の九第三号に規定する総務省令で定める要件は、同号に規定する漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下

この条において「組合」という。）が、その締結した建物若しくは動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済又は火災共済に係る契約により負う共済責任を当該組合を会員とする共済水産業協同組合連合会（その業務が全国の区域に及ぶものに限る。）との契約により連帯して負担していること（当該契約により当該組合はその共済責任についての当該負担部分を有しない場合に限る。）とする。

（法第四十六条第五項の基準）

**第二条の四** 法第四十六条第五項に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次のイからハまでの順序に従い、それぞれイからハまでに定めるところにより行うこと。

イ 地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る電子計算機その他の機器で通信の交換及び伝送を確実かつ円滑に行うのに必要な能力を有するもの（ロにおいて「特定電子計算機等」という。）に、政府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第四十六条第五項に規定する関係書類に記載すべき事項を送信すること。

ロ 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、道府県知事の使用に係る電子計算機に伝送されること。

ハ 道府県知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該関係書類に記載すべき事項が記録されること。

この条において「組合」という。）が、その締結した建物若しくは動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済又は火災共済に係る契約により負う共済責任を当該組合を会員とする共済水産業協同組合連合会（その業務が全国の区域に及ぶものに限る。）との契約により連帯して負担していること（当該契約により当該組合はその共済責任についての当該負担部分を有しない場合に限る。）とする。

- 二 前号の事務の実施に必要な電気通信回線その他の電気通信設備は、総務大臣が定める技術基準に適合するものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項について、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

(退職所得申告書の記載事項)

第二条の五 略

(特別徴収票)

第二条の五の二 略

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 法人（法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第四項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る）	第六号様式（別表一から別表四の四まで）

(退職所得申告書の記載事項)

第二条の四 略

(特別徴収票)

第二条の五 略

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 法人（法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第四項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る）	第六号様式（別表一から別表四の四まで）

2  
略

<p>る同条第二十二項の道府県民税の申告書)</p>	<p>第六号の二様式</p>
<p>(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十九条（同法第四百四五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第五十三条第一項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書）</p>	<p>第七号様式（第六号様式別表四の三）</p>
<p>(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の道府県民税の申告書）</p>	<p>第七号様式（第六号様式別表四の三）</p>
略	
<p>(六) 利子割額の都道府県別明細書（法第五十三条第二十八項の書類）</p>	<p>第九号の二様式</p>
略	
<p>(ハ) 均等割申告書（法第五十三条第十九項の道府県民税の申告書）</p>	<p>第十一号様式</p>
<p>(九) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書（法第五十三条第四十五項及び第四十六項の届出書）</p>	<p>第十二号様式</p>

2  
略

<p>る同条第二十七項の道府県民税の申告書)</p>	<p>第六号の二様式</p>
<p>(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十九条（同法第四百四五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第五十三条第一項の道府県民税の申告書及びこれに係る同条第二十七項の道府県民税の申告書）</p>	<p>第六号の二様式</p>
<p>(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第五十三条第一項及び第二項の道府県民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十七項の道府県民税の申告書）</p>	<p>第七号様式（第六号様式別表四の三）</p>
略	
<p>(六) 利子割額の都道府県別明細書（法第五十三条第三十三項の書類）</p>	<p>第九号の二様式</p>
略	
<p>(ハ) 均等割申告書（法第五十三条第二十四項の道府県民税の申告書）</p>	<p>第十一号様式</p>
<p>(九) 法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書（法第五十三条第五十項及び第五十一項の届出書）</p>	<p>第十二号様式</p>

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 政令第九条の八の六第三号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一及び二 略

2 法第五十三条第三十八項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 法第五十三条第三十七項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四及び五 略

(法第五十三条第四十三項の書類等の保存)

第三条の三 法第五十三条第二十六項の規定による控除、同条第四十項

の規定による充当又は同条第四十一項の規定による還付を受ける法人は、その支払を受ける利子等につき法第二章第一節第四款の規定により課された利子割額に係る利息計算書その他の書類又は帳簿を整理し、七年間、これを当該法人の事務所又は事業所の所在地に保存するものとする。

(法第五十三条第四十五項の届出)

第三条の三の二 法第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四条第一項(同法第四百四十五条において準用する場合を含む。)

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 政令第九条の八の六第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一及び二 略

2 法第五十三条第四十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 法第五十三条第四十二項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四及び五 略

(法第五十三条第四十八項の書類等の保存)

第三条の三 法第五十三条第三十一項の規定による控除、同条第四十五項

の規定による充当又は同条第四十六項の規定による還付を受ける法人は、その支払を受ける利子等につき法第二章第一節第四款の規定により課された利子割額に係る利息計算書その他の書類又は帳簿を整理し、七年間、これを当該法人の事務所又は事業所の所在地に保存するものとする。

(法第五十三条第五十項の届出)

第三条の三の二 法第五十三条第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四条第一項(同法第四百四十五条において準用する場合を含む。)

の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、第五十三条第四十五項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

(法第五十三条第四十六項の届出)

**第三条の三の三** 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に同法第十二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の七の三に規定する連結子法人(当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人を除く。)は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十六項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

2 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十六項の規定による届出をしなければならない。

の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、第五十三条第五十項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

(法第五十三条第五十一項の届出)

**第三条の三の三** 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に同法第十二条第十二号の七の五に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の七の三に規定する連結子法人(当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人を除く。)は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第五十一項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

2 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第五十一項の規定による届出をしなければならない。

一〇三 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四の二 略

2 政令第九条の九の八第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十五項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等)をいう。第三条の四の四において同じ。)との間の相互協議(法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の五までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四の四 略

2 政令第九条の九の九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇三 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四の二 略

2 政令第九条の九の八第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国(法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国)をいう。第三条の四の四において同じ。)との間の相互協議(法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の五までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四の四 略

2 政令第九条の九の九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。



一 略

二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第六十五条の二第一項の請求の手続等)

**第三条の六** 道府県は、次の表の上欄に定める期間内に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合)に限る。)

の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。)の規定により控除し、法第五十三条第四十項の規定により充当し、又は同条第四十一項の規定により還付し、若しくは充当した利子割額に相当する金額(同表の上欄に定める期間内に同条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加し、又は減少した額を含む。)のうち他の道府県が課した利子割額に相当する金額の請求及び他の道府県から請求

一 略

二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第六十五条の二第一項の請求の手続等)

**第三条の六** 道府県は、次の表の上欄に定める期間内に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第三十一項(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合)に限る。)

又は第二百二条第一項(同法第一百十九条の規定の適用がある場合を除く。)の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。)の規定により控除し、法第五十三条第四十五項の規定により充当し、又は同条第四十六項の規定により還付し、若しくは充当した利子割額に相当する金額(同表の上欄に定める期間内に同条第二十七項若しくは第二十八項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第三十一項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加し、又は減少した額を含む。)のうち他の道府県が課した利子割額に相当する金額の請求及び他の道府県から請求

を受けた金額の支払（法第六十五条の二第二項の規定により相殺が行われる場合には当該相殺後の金額の支払）は同表の下欄に定める月の末日までに行うものとする。

略	略
---	---

2及び3 略

（法第七十二条の二十一第一項に規定する剰余金として計上したもの等）

第三条の十六 法第七十二条の二十一第一項第一号に規定する総務省令で

定めるものは、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二十九条第二項第一号に規定する額とする。

2 法第七十二条の二十一第一項第三号に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条の規定により資本金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第一項第一号に規定する額

二 会社法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第二号に規定する額

3 前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失のてん補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るものとする。

4 法第七十二条の二十一第一項第三号に規定する総務省令で定める損失

を受けた金額の支払（法第六十五条の二第二項の規定により相殺が行われる場合には当該相殺後の金額の支払）は同表の下欄に定める月の末日までに行うものとする。

略	略
---	---

2及び3 略

は、会社法第四百五十二条の規定により損失のてん補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第四条の三の二 政令第二十四条の二の五第三号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一及び二 略

2 略

(法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式)

第四条の四 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申請書等の種類	様式
(一) 申告書の提出期限の延長の承認申請書(一) (法第七十二条の二十五第二項(法第七十二条の二十五第六項において準用する場合及び第七十二条の二十八第二項において準用する場合並びに第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)及び第四項(法第七十二条の二十五第七項において準用する場合及び第七十二条の二十八第二	第十三号様式

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第四条の三の二 政令第二十四条の二の五第二号に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一及び二 略

2 略

(法第七十二条の二十五第二項の規定による承認の申請書等の様式)

第四条の四 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申請書等の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

申請書等の種類	様式
(一) 申告書の提出期限の延長の承認申請書(一) (法第七十二条の二十五第二項(法第七十二条の二十五第六項において準用する場合及び第七十二条の二十八第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) 及び第四項(法第七十二条の二十五第七項において準用する場合及び第七十二条の二十八	第十三号様式

<p>項において準用する場合並びに第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による承認の申請書)</p> <p>(二) 申告書の提出期限の延長の承認申請書(一) (法第七十二条の二十五第三項及び第五項 (法第七十二条の二十八第二項において準用する場合及び第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による承認の申請書)</p>	<p>第十三号の二様式</p>
略	
<p>(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書 (法第七十二条の二十五第八項、第九項及び第十項 (法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項にお</p>	<p>第六号様式 (別表五から別表十四まで)</p>
申告書等の種類	
様式	

(法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式)

**第五条** 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があるとき認められる場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

<p>第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による承認の申請書)</p> <p>(二) 申告書の提出期限の延長の承認申請書(一) (法第七十二条の二十五第三項及び第五項 (法第七十二条の二十八第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による承認の申請書)</p>	<p>第十三号の二様式</p>
略	
<p>(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書 (法第七十二条の二十五第八項、第九項及び第十項 (法第七十二条の二十八第二項にお</p>	<p>第六号様式 (別表五から別表十四まで)</p>
申告書等の種類	
様式	

(法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式)

**第五条** 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があるとき認められる場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

<p>いて準用する場合を含む。)並びに第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれに係る法第七十二条の三十三第二項及び第三項の修正申告書)</p>	<p>略</p>
---	----------

2 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類)

**第五条の三** 政令第三十二条の二第四項の規定による申請書の様式は、第十号の様式とする。

2 政令第三十二条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十五項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づきものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等)をいう。第五条の五において同じ。)との間の相互協議(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の六までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

<p>いて準用する場合を含む。)並びに第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれに係る法第七十二条の三十三第二項及び第三項の修正申告書)</p>	<p>略</p>
---	----------

2 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類)

**第五条の三** 政令第三十二条の四第四項の規定による申請書の様式は、第十号の様式とする。

2 政令第三十二条の四第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づきものであること及び前号の申立てに係る条約相手国(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国)をいう。第五条の五において同じ。)との間の相互協議(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の六までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 政令第三十二条の二第四項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第七十二条の三十九の三に規定する国税庁長官の通知)

第五条の四 略

2 法第七十二条の三十九の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 前号の申立てに係る相互協議において政令第三十二条の二第二項各号に掲げる場合に該当することとなつた日

三 略

3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類)

第五条の五 政令第三十二条の三第四項の規定による申請書の様式は、第十号の様式とする。

2 政令第三十二条の三第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割

三 政令第三十二条の四第四項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第七十二条の三十九の三に規定する国税庁長官の通知)

第五条の四 略

2 法第七十二条の三十九の三第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 前号の申立てに係る相互協議において政令第三十二条の四第二項各号に掲げる場合に該当することとなつた日

三 略

3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類)

第五条の五 政令第三十二条の五第四項の規定による申請書の様式は、第十号の様式とする。

2 政令第三十二条の五第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割

額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 政令第三十二条の三第四項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第七十二条の三十九の五に規定する国税庁長官の通知)

#### 第五条の六 略

2 法第七十二条の三十九の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 及び二 略

三 第一号の申立てに係る相互協議において政令第三十二条の三第二項各号に掲げる場合に該当することとなつた日

四 略

3 略

(課税標準額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等)

#### 第六条の二 略

2 及び 3 略

額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 政令第三十二条の五第四項第四号に規定する場合に該当するときにあつては、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の担保の提供に関する書類

(法第七十二条の三十九の五に規定する国税庁長官の通知)

#### 第五条の六 略

2 法第七十二条の三十九の五第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 及び二 略

三 第一号の申立てに係る相互協議において政令第三十二条の五第二項各号に掲げる場合に該当することとなつた日

四 略

3 略

(課税標準額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等)

#### 第六条の二 略

2 及び 3 略

4 前項の承認を受けようとする法人は、法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十八第一項及び第七十二条の二十九第一項の申告納付の期限前五日までに、事務所又は事業所ごとの固定資産の価額について、その区分が困難である旨の事由を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

5及び6 略

(法第七十二条の五十九第一項の基準)

第七条の二の三 第二条の四の規定は、法第七十二条の五十九第一項に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは、「第七十二条の五十九第一項」と読み替えるものとする。

(譲渡割の中間申告書の記載事項)

第七条の二の四 法第七十二条の八十七第一項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申告者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。次条において同じ。）及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所（当該場所と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下本号、次条及び第七条の二の七において「住所等」という。）とが異なる場合には、当該場所及び住所等）
- 二 当該申告書に係る課税期間（法第七十二条の七十八第三項に規定す

4 前項の承認を受けようとする法人は、法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項及び第七十二条の二十八第一項  
の申告納付の期限前五日までに、事務所又は事業所ごとの固定資産の価額について、その区分が困難である旨の事由を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

5及び6 略

(譲渡割の中間申告書の記載事項)

第七条の二の三 法第七十二条の八十七第一項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申告者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。次条において同じ。）及び法第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所（当該場所と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下本号、次条及び第七条の二の六において「住所等」という。）とが異なる場合には、当該場所及び住所等）
- 二 当該申告書に係る課税期間（法第七十二条の七十八第三項に規定す



る課税期間をいう。次条及び第七条の二の六において同じ。)の初日  
及び末日の年月日

三〇六 略

2及び3 略

(譲渡割の確定申告書の記載事項)

第七条の二の五 略

(死亡の場合の譲渡割の確定申告等の特例)

第七条の二の六 略

(貨物割の申告書の記載事項)

第七条の二の七 略

(貨物割に係る徴収取扱費の国庫納付)

第七条の二の八 略

(法第七十二条の百十四第三項の総務省令で定める額)

第七条の二の九 略

一 略

二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数(経済センサス基礎調査規則(平成二十年総務省令第二百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の事業所・企

る課税期間をいう。次条及び第七条の二の五において同じ。)の初日  
及び末日の年月日

三〇六 略

2及び3 略

(譲渡割の確定申告書の記載事項)

第七条の二の四 略

(死亡の場合の譲渡割の確定申告等の特例)

第七条の二の五 略

(貨物割の申告書の記載事項)

第七条の二の六 略

(貨物割に係る徴収取扱費の国庫納付)

第七条の二の七 略

(法第七十二条の百十四第三項の総務省令で定める額)

第七条の二の八 略

一 略

二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数(経済センサス基礎調査規則(平成二十年総務省令第二百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の事業所・企

業統計調査規則（昭和五十六年総理府令第二十六号。第七条の二の十  
二及び第七条の二の十五において「旧事業所・企業統計調査規則」と  
いう。）によつて調査した平成十八年十月一日現在における従業者数  
又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数  
という。以下この号、次条第二号及び第七条の二の十二ただし書におい  
て同じ。）を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額

（政令第三十五条の二十第一項第一号の総務省令で定める額）

第七条の二の十 略

（政令第三十五条の二十第一項第二号の人口）

第七条の二の十一 略

（政令第三十五条の二十第一項第三号の従業者数）

第七条の二の十二 略

（端数計算）

第七条の二の十三 政令第三十五条の二十第二項第二号及び第三号並びに

第七条の二の九ただし書並びに第七条の二の十ただし書に掲げる額を計  
算する場合において、その額に百万円未満の額があるときは、その百万  
円未満の額を四捨五入する。

（法第七十二条の百十五第一項の人口）

業統計調査規則（昭和五十六年総理府令第二十六号。第七条の二の十  
一及び第七条の二の十四において「旧事業所・企業統計調査規則」と  
いう。）によつて調査した平成十八年十月一日現在における従業者数  
又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数  
という。以下この号、次条第二号及び第七条の二の十一ただし書におい  
て同じ。）を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額

（政令第三十五条の二十第一項第一号の総務省令で定める額）

第七条の二の九 略

（政令第三十五条の二十第一項第二号の人口）

第七条の二の十 略

（政令第三十五条の二十第一項第三号の従業者数）

第七条の二の十一 略

（端数計算）

第七条の二の十二 政令第三十五条の二十第二項第二号及び第三号並びに

第七条の二の八ただし書並びに第七条の二の九ただし書に掲げる額を計  
算する場合において、その額に百万円未満の額があるときは、その百万  
円未満の額を四捨五入する。

（法第七十二条の百十五第一項の人口）

第七條の二の十四 略

(法第七十二条の百十五第一項の従業者数)

第七條の二の十五 略

(政令第三十六条第二項の家屋又はその部分)

第七條の二の十六 略

(法第四百四十四條の七第一項第一号の基準)

第八條の二十九 略

2 略

3 法第四百四十四條の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等(分割、現物出資、法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配又は同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。次項並びに次条及び第八條の三十一において同じ。)をした場合における当該分割等に係る分割法人等(同法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人、同条第十二号の六に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。次条及び第八條の三十一において同じ。)に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等(第三項に規定する

第七條の二の十三 略

(法第七十二条の百十五第一項の従業者数)

第七條の二の十四 略

(政令第三十六条第二項の家屋又はその部分)

第七條の二の十五 略

(法第四百四十四條の七第一項第一号の基準)

第八條の二十九 略

2 略

3 法第四百四十四條の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等(分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。次項並びに次条及び第八條の三十一において同じ。)をした場合における当該分割等に係る分割法人等(同法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。次条及び第八條の三十一において同じ。)に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等(第三項に規定する

分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

4 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出資法人、同条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人をいう。次条及び第八条の三十一において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等を受けようとする当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。以下この号において同じ。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等をいう。以下この号において同じ。）前の軽油の製造量を元売業者の指定を受けている当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

4 法第四百四十四条の七第一項の規定により同項第一号に該当する者として元売業者の指定を受けている法人が最近の三年において分割等をした場合における当該分割等に係る分割承継法人等（法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出資法人又は同条第十二号の七に規定する被事後設立法人

をいう。次条及び第八条の三十一において同じ。）に係る第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「最近の三年における軽油の年間の製造量の平均が二十万キロリットル」とあるのは、「分割法人等（第三項に規定する分割法人等をいう。以下この号において同じ。）の分割等（第三項に規定する分割等を受けようとする当該分割法人等及び元売業者の指定を受けようとする分割承継法人等（第四項に規定する分割承継法人等をいう。以下この号において同じ。）の法人数の合計で除して得た量と当該分割承継法人等の分割等後の軽油の製造量の最近三年における合計が六十万キロリットル」とする。

(一般国道等の面積の補正)

第八条の五十八 略

2 略

一 及び二 略

三 次の算式によつて得た率

$$\frac{\text{(木橋の延長} \times 9 + \text{橋りよう(木橋を除く。))の延長} \times 2.5}{\text{橋りようの延長}}$$

橋りようの延長

3 5 略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式(個人の市町村民税に係るものを除く。)によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(五) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第三百二十一条の八第一項及び第四項の市町村民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の市町村民税の申告書)	第二十号様式(別表一から別表四の三まで)

(一般国道等の面積の補正)

第八条の五十八 略

2 略

一 及び二 略

三 次の算式によつて得た率

$$\frac{\text{(木橋の延長} \times 9 + \text{橋りよう(木橋を除く。))の延長} \times 2.5}{\text{橋りようの延長}}$$

橋りようの延長

3 5 略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式(個人の市町村民税に係るものを除く。)によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(五) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書(法第三百二十一条の八第一項及び第四項の市町村民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十七項の市町村民税の申告書)	第二十号様式(別表一から別表四の三まで)

<p>(六) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法第八十九条（同法第四百五十五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第三百二十一条の八第一項の市町村民税の申告書及びこれに係る同条第二十二項の市町村民税の申告書）</p>	<p>第二十号の二様式</p>
<p>(七) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第三百二十一条の八第一項及び第二項の市町村民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の市町村民税の申告書）</p>	<p>第二十号の三様式（第二十号様式別表四の三）</p>
略	
<p>(八) 均等割申告書（法第三百二十一条の八第九項の市町村民税の申告書）</p>	<p>第二十二号の三様式</p>

2  
4  
略

（法人の都民税に係る申告書等の様式）

第十条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様

<p>(六) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法第八十九条（同法第四百五十五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第三百二十一条の八第一項の市町村民税の申告書及びこれに係る同条第二十七項の市町村民税の申告書）</p>	<p>第二十号の二様式</p>
<p>(七) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第三百二十一条の八第一項及び第二項の市町村民税の申告書並びにこれらに係る同条第二十七項の市町村民税の申告書）</p>	<p>第二十号の三様式（第二十号様式別表四の三）</p>
略	
<p>(八) 均等割申告書（法第三百二十一条の八第二十四項の市町村民税の申告書）</p>	<p>第二十二号の三様式</p>

2  
4  
略

（法人の都民税に係る申告書等の様式）

第十条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様

式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

	申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第四項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書）	第六号様式（別表一から別表四の四まで及び第二十号様式別表四の二）	
(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法第八十九条（同法第四百五十五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項の申告書及びこれに係る同条第二十二項の申告書）	第六号の二様式	
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれらに係る同条第二十二項の申告書）第七号様式	（第六号様式別表四の三）	
略		
(六) 利子割額の都道府県別明細書（法第七百三		第九号の二様式

式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

	申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第四項の申告書並びにこれらに係る同条第二十七項の申告書）	第六号様式（別表一から別表四の四まで及び第二十号様式別表四の二）	
(二) 退職年金等積立金に係る確定申告書及びこれに係る修正申告書（法人税法第八十九条（同法第四百五十五条の五において準用する場合を含む。）の規定によつて申告書を提出する義務がある法人に係る法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項の申告書及びこれに係る同条第二十七項の申告書）	第六号の二様式	
(三) 予定申告書及びこれに係る修正申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第一項及び第二項の申告書並びにこれらに係る同条第二十七項の申告書）第七号様式	（第六号様式別表四の三）	
略		
(六) 利子割額の都道府県別明細書（法第七百三		第九号の二様式

2 略  (六) 均等割申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第十九項の申告書）	略  略  略  第十一号様式
---	-----------------------------------

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第十条の二の五 政令第四十八条の十四の五第三号に規定する総務省令で

定めるものは、次に掲げるものとする。

一 及び二 略

2 法第三百二十一条の八第三十四項に規定する総務省令で定める事項は

、次に掲げる事項とする。

一 及び二 略

三 法第三百二十一条の八第三十三項に規定する事実の生じた日及び当

該事実の詳細

四 及び五 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の七 略

2 政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は

2 略  (六) 均等割申告書（法第七百三十四条第三項の規定により準用される法第三百二十一条の八第二十四項の申告書）	略  略  略  第十一号様式
--	-----------------------------------

（法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等）

第十条の二の五 政令第四十八条の十四の五第二号に規定する総務省令で

定めるものは、次に掲げるものとする。

一 及び二 略

2 法第三百二十一条の八第三十九項に規定する総務省令で定める事項は

、次に掲げる事項とする。

一 及び二 略

三 法第三百二十一条の八第三十八項に規定する事実の生じた日及び当

該事実の詳細

四 及び五 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の七 略

2 政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は



、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十五項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する条約相手国等）をいう。次条において同じ。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の八 略

2 政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを

、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国（法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する条約相手国）をいう。次条において同じ。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の八 略

2 政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国との間の相互協議の対象であることを

明らかにする書類

三略

(法第三百二十五条の基準)

第十条の二十 第二条の四の規定は、法第三百二十五条に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中心「第四十六条第五項」とあるのは「第三百二十五条」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(法第三百四十三条第九項の家屋の附帯設備)

第十条の二十一 略

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 略

2～5 略

6 略

一 社会福祉法人で、医療法 第三十一条

条の公的医療機関の開設者（都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社及び農業協同組合連合会を除く。）であり、かつ、社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業を行うものが事業の用に供する固定資産

二～四 略

明らかにする書類

三略

(法第三百四十三条第九項の家屋の附帯設備)

第十条の二十 略

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 略

2～5 略

6 略

一 社会福祉法人で、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条

条の公的医療機関の開設者（都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社及び農業協同組合連合会を除く。）であり、かつ、社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業を行うものが事業の用に供する固定資産

二～四 略

(法第三百四十九條の三第三十四項のコンテナー)

第十一條の十四 法第三百四十九條の三第三十四項に規定する総務省令で

定めるコンテナーは、次の要件に該当するコンテナー(当該要件に該当することについて地方運輸局(運輸監理部を含む。)又はその運輸支局若しくは海事事務所の長が証明したものに限り。)とする。

一 その長さが六メートル以上のものであり、かつ、その幅及び高さがいずれも二・四メートル以上のものであること又はその最大積載重量が十八トン以上のものであること。

二 当該年度の初日の属する年の前年中における外国貿易のために使用された日数の全使用日数に対する割合が八十パーセントを超えるものであること。

(法第三百五十四條の二の基準)

第十五條の四の二 第二條の四の規定は、法第三百五十四條の二に規定す

る総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二條の四中「第四十六條第五項」とあるのは「第三百五十四條の二」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(法第四百八十五條の十三第一項のたばこ消費基礎人口)

第十六條の四の三 法第四百八十五條の十三第一項に規定するたばこ消費

基礎人口(次条及び第十六條の四の五において「たばこ消費基礎人

(法第四百八十五條の十三第一項のたばこ消費基礎人口)

第十六條の四の三 法第四百八十五條の十三第一項に規定するたばこ消費

基礎人口(以下次条及び第十六條の四の五において「たばこ消費基礎人

「口」という。）は、第一号及び第二号により算出した数の合計数（特別区にあつては、次の各号により算出した数の合計数）とする。

一 略

二 国勢調査令によつて平成十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成十七年国勢調査従業地・通学地集計その一第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び十五歳以上就業者数）の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち県内他市区町村に常住」の表側「総数」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五歳以上十九歳」の各欄の数を控除した数と「うち他県に常住」の表側「総数」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五歳以上十九歳」の各欄の数を控除した数との合計数

三 国勢調査令によつて平成十七年十月一日現在によつて行つた同令第

一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成十七年国勢調査従業地・通学地集計その一第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び十五歳以上就業者数）の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち自市内他区に常住」の表側「総数」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五歳以上十九歳」の各欄の数を控除した数

（法第四百八十五条の十三第一項のたばこ税に係る課税定額の算定方法

）  
第十六条の四の四 第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ税に係

「口」という。）は、次の各号により算出した数の合計数とする。

一 略

二 国勢調査令によつて平成十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成十七年国勢調査従業地・通学地集計その一第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び十五歳以上就業者数）の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち県内他市区町村に常住」の表側「総数」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五歳以上十九歳」の各欄の数を控除した数と「うち他県に常住」の表側「総数」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五歳以上十九歳」の各欄の数を控除した数との合計数

（法第四百八十五条の十三第一項のたばこ税に係る課税定額の算定方法

）  
第十六条の四の四 第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ税に係

る課税定額は、次の算式によつて算定するものとする。

算式

$$A \times ((C \times 2) / B)$$

算式の符号

A 前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣  
が定める額

B 全国のたばこ消費基礎人口の合計

C 当該市町村のたばこ消費基礎人口

2 略

(政令第五十四条の二十四第三項の倉庫業を営む者等)

第十六条の十三 略

2 政令第五十四条の二十四第三項に規定する総務省令で定める規模、構造その他の要件は、次に掲げるものとする。

一 略

二 倉庫業法第六条第一項第四号の基準に適合しているものであり、かつ、法附則第十五条第一項に規定する倉庫業を営む者によつて専ら他人の物品の保管の用に供されているものであること。

三 略

(法第六百五条の基準)

第十六条の二十三の四 第二条の四の規定は、法第六百五条に規定する総

務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四

る課税定額は、次の算式によつて算定するものとする。

算式

$$A \times ((C \times 3) / B)$$

算式の符号

A 前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣  
が定める額

B 全国のたばこ消費基礎人口

C 当該市町村のたばこ消費基礎人口

2 略

(政令第五十四条の二十四第三項の倉庫業を営む者等)

第十六条の十三 略

2 政令第五十四条の二十四第三項に規定する総務省令で定める規模、構造その他の要件は、次に掲げるものとする。

一 略

二 倉庫業法第六条第一項第四号の基準に適合しているものであり、かつ、法附則第十五条第二項に規定する倉庫業を営む者によつて専ら他人の物品の保管の用に供されているものであること。

三 略

中「第四十六条第五項」とあるのは「第六百五条」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

第二十四条の二十二から第二十四条の二十四まで 削除

(政令第五十六条の七十二第二号の親族)

第二十四条の二十五 政令第五十六条の七十二第二号に規定する総務省令で定める親族は、同号に規定する従前の組合員の配偶者及び子以外の親族で、当該従前の組合員と生計を一にしているものとする。

(政令第五十六条の七十二第三号の要件)

第二十四条の二十六 略

(法第七百一条の五十五第一項の基準)

第二十四条の二十七 第二条の四の規定は、法第七百一条の五十五第一項に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは「第七百一条の五十五第一項」と、「道府県知事」とあるのは「指定都市等の長」と読み替え

第二十四条の二十二から第二十四条の二十五まで 削除

(政令第五十六条の七十二第二号の親族)

第二十四条の二十六 政令第五十六条の七十二第二号に規定する総務省令で定める親族は、同号に規定する従前の組合員の配偶者及び子以外の親族で、当該従前の組合員と生計を一にしているものとする。

(政令第五十六条の七十二第三号の要件)

第二十四条の二十七 略

るものとする。

附則

(法附則第九条第七項に規定する未収金)

第二条の七 法附則第九条第七項第二号に規定する未収金で総務省令で定めるものは、東京湾横断道路事業会計規則（昭和六十三年建設省令第一号）別表第一に規定する建設事業未収入金とする。

第三条 削除

附則

(法附則第九条第八項に規定する未収金)

第二条の七 法附則第九条第八項第二号に規定する未収金で総務省令で定めるものは、東京湾横断道路事業会計規則（昭和六十三年建設省令第一号）別表第一に規定する建設事業未収入金とする。

(法附則第九条第十二項に規定する剰余金として計上したものの等)

第三条 法附則第九条第十二項に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条の規定により  
資本金の額を減少した場合 会社計算規則（平成十八年法務省令第十  
三号）第二十七条第一項第一号に規定する額
- 二 会社法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合 会  
社計算規則第二十七条第二号に規定する額
- 2 前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失の  
ん補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るもの  
とする。
- 3 法附則第九条第十二項に規定する総務省令で定める損失は、会社法第  
四百五十二条の規定により損失のん補に充てた日における会社計算規

則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

(政令附則第六条の十六第四項の要件)

**第三条の二の六** 政令附則第六条の十六第四項に規定する総務省令で定める要件は、現物出資を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下この条において「出資組合等」という。）が行う当該現物出資が、当該出資組合等の経営の改善及び効率化に資することにつき、農林水産大臣（農業協同組合法第九十八条又は水産業協同組合法第二百二十七条第一項に規定する行政庁が都道府県知事であるときは、都道府県知事）の証明がされていることとする。

(政令附則第六条の十六第八項第三号の不動産)

**第三条の二の七** 政令附則第六条の十六第八項第三号に規定する総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する不動産とする。

(法附則第十一条第六項の者)

**第三条の二の八** 法附則第十一条第六項に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項の認定を受けた者又は同項の認定を受けることが確実であると見込まれる者



(政令附則第七條第三項の特定目的会社等)

**第三條の二の六** 政令附則第七條第三項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた特定目的会社は、同項各号に掲げる要件に該当するものとして資産の流動化に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十九号)第七十七條第一項の規定により同項に規定する長官権限を委任された同項に規定する財務局長(次項及び附則第三條の二の十第一項において「財務局長」という。)又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十五條第一項の規定により財務局長の長とみなされた沖繩総合事務局の長(次項及び附則第三條の二の十第一項において「沖繩総合事務局の長」という。)の証明がされた特定目的会社とする。

2 政令附則第七條第四項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた不動産は、同項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとして財務局長又は沖繩総合事務局長の証明がされた不動産とする。

二 新たに農業経営を営もうとする者(前号に掲げる者及び同一世帯内における農業経営の移譲により新たに農業経営を営もうとする者を除く。)

三 法附則第十一條第六項に規定する特定農地等を取得して新たな農業経営への転換をしようとする者(第一号に掲げる者を除く。)

(政令附則第七條第五項の特定目的会社等)

**第三條の二の九** 政令附則第七條第五項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた特定目的会社は、同項各号に掲げる要件に該当するものとして資産の流動化に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十九号)第七十七條第一項の規定により同項に規定する長官権限を委任された同項に規定する財務局長(次項及び附則第三條の二の十四第一項において「財務局長」という。)又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十五條第一項の規定により財務局長の長とみなされた沖繩総合事務局の長(次項及び附則第三條の二の十四第一項において「沖繩総合事務局の長」という。)の証明がされた特定目的会社とする。

2 政令附則第七條第六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた不動産は、同項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとして財務局長又は沖繩総合事務局長の証明がされた不動産とする。

(法附則第十一條第十項の総務省令で定める施行地区)

**第三條の二の十** 法附則第十一條第十項に規定する総務省令で定める施行地区は、現に施行されている土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十

(政令附則第七條第六項の総務省令で定める設備等)

第三條の二の七

政令附則第七條第六項に規定する総務省令で定める設備は、高齢者、身体障害者等の利用に資するエレベーターとして国土交通大臣の証明がされたものとする。

2 政令附則第七條第八項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、前項に規定する設備を設置するために実施される事業により取得された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋のうち専ら旅客の用に供するものとして国土交通大臣が定めるもの(以下この項において「停車場建物等」という。)であつて、当該事業が実施された停車場建物等の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

(政令附則第七條第九項の投資信託等)

第三條の二の八

政令附則第七條第九項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた投資信託は、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件に該当するものとして金融庁長官の証明、同項第二号に掲げる要件に該当するものとして国土交通大臣の証明が、それぞれされた投資信託とする。

2 政令附則第七條第九項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる

九号)による土地区画整理事業又は都市再開発法による市街地再開発事業の施行地区として総務大臣が定めるものとする。

(政令附則第七條第九項の総務省令で定める設備等)

第三條の二の十一

政令附則第七條第九項に規定する総務省令で定める設備は、高齢者、身体障害者等の利用に資するエレベーターとして国土交通大臣の証明がされたものとする。

2 政令附則第七條第十一項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、前項に規定する設備を設置するために実施される事業により取得された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋のうち専ら旅客の用に供するものとして国土交通大臣が定めるもの(以下この項において「停車場建物等」という。)であつて、当該事業が実施された停車場建物等の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

(政令附則第七條第十二項の投資信託等)

第三條の二の十二

政令附則第七條第十二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた投資信託は、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件に該当するものとして金融庁長官の証明、同項第二号に掲げる要件に該当するものとして国土交通大臣の証明が、それぞれされた投資信託とする。

2 政令附則第七條第十二項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる

者以外の者については金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下この項及び附則第三条の二十第二項において「定義内閣府令」という。）第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、第二号に掲げる者については同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

一〜三 略

（政令附則第七條第十項の家屋）

**第三条の二の九** 政令附則第七條第十項に規定する総務省令で定める家屋は、次の各号に掲げる家屋のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明がされたものとする。

一〜八 略

（政令附則第七條第十一項の投資法人等）

**第三条の二の十** 政令附則第七條第十一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた投資法人は、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件に該当するものとして財務局長又は沖縄総合事務局長の証明、同項第二号に掲げる要件に該当するものとして国土交通大臣の証明が、それぞれされた投資法人とする。

2 政令附則第七條第十一項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、附則第三条の二の八第二項各号に掲げるものとする。ただし、同項第二号に掲げる者以外の者については定義内閣府令第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、附

者以外の者については金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下この項及び附則第三条の二十四第二項において「定義内閣府令」という。）第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、第二号に掲げる者については同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

一〜三 略

（政令附則第七條第十三項の家屋）

**第三条の二の十三** 政令附則第七條第十三項に規定する総務省令で定める家屋は、次の各号に掲げる家屋のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明がされたものとする。

一〜八 略

（政令附則第七條第十四項の投資法人等）

**第三条の二の十四** 政令附則第七條第十四項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた投資法人は、同項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件に該当するものとして財務局長又は沖縄総合事務局長の証明、同項第二号に掲げる要件に該当するものとして国土交通大臣の証明が、それぞれされた投資法人とする。

2 政令附則第七條第十四項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、附則第三条の二の十二第二項各号に掲げるものとする。ただし、同項第二号に掲げる者以外の者については定義内閣府令第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、附

則第三条の二の八第二項第二号 に掲げる者については定義内閣府令第十條第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

(政令附則第七條第十四項第二号の家屋)

第三条の二の十一 政令附則第七條第十四項第二号に規定する総務省令で定める家屋は、次に掲げる家屋とする。

一 三 略

(政令附則第七條第十四項第三号の家屋)

第三条の二の十二 政令附則第七條第十四項第三号に規定する総務省令で定める家屋は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋をいう。）とする。

則第三条の二の十二第二項第二号に掲げる者については定義内閣府令第十條第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

(政令附則第七條第十八項第二号の家屋)

第三条の二の十五 政令附則第七條第十八項第二号に規定する総務省令で定める家屋は、次に掲げる家屋とする。

一 三 略

(政令附則第七條第十八項第三号の家屋)

第三条の二の十六 政令附則第七條第十八項第三号に規定する総務省令で定める家屋は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋をいう。）とする。

(法附則第十一條第十七項の補助)

第三条の二の十七 法附則第十一條第十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、廃棄物処理施設整備費に係る補助とする。

(法附則第十一條第十九項の政府の補助)

第三条の二の十八 法附則第十一條第十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、住宅・建築物安全ストック形成事業費に係る補助

(法附則第十一条第十二項の政府の補助等)

**第三条の二十三** 法附則第十一条第十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

2 政令附則第七条第十五項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

3 政令附則第七条第十五項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十四条に規定する校地とする。

(政令附則第七条第十七項の施設)

**第三条の二十四** 政令附則第七条第十七項に規定する総務省令で定める施設は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項第一号に掲げる設備から構成される施設のうちデジタル送受信装置（デジタル伝送装置によつて変調されたデジタル信号の送信又は受信を行うものうち、搬送波を発生させることによりデジタル信号を給電線に送出する機能、送信装置の出力端子と送信用アンテナの接続若しくは受信装置の入力端子と受信用アンテナの接続を行う機能又は受信用アンテナが受信した電波の中から特定の電波を選択し、増幅する機能を有するものに限るものとし、これらと同時に設置するアンテナ及びその支持物を含む。）を整備するために取得されたも

とする。

(法附則第十一条第二十項の政府の補助等)

**第三条の二十九** 法附則第十一条第二十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

2 政令附則第七条第二十三項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

3 政令附則第七条第二十三項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十四条に規定する校地とする。

(政令附則第七条第二十五項の施設)

**第三条の二十** 政令附則第七条第二十五項に規定する総務省令で定める施設は、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項第一号に掲げる設備から構成される施設のうちデジタル送受信装置（デジタル伝送装置によつて変調されたデジタル信号の送信又は受信を行うものうち、搬送波を発生させることによりデジタル信号を給電線に送出する機能、送信装置の出力端子と送信用アンテナの接続若しくは受信装置の入力端子と受信用アンテナの接続を行う機能又は受信用アンテナが受信した電波の中から特定の電波を選択し、増幅する機能を有するものに限るものとし、これらと同時に設置するアンテナ及びその支持物を含む。）を整備するために取得されたも

のとする。

(政令附則第七條第十九項の方法)

**第三條の二の十五** 政令附則第七條第十九項に規定する総務省令で定める方法は、都市再生特別措置法施行規則(平成十四年国土交通省令第六十六号)第二十六條に掲げる方法とする。

(政令附則第七條第二十一項の規模等)

**第三條の二の十六** 政令附則第七條第二十一項第一号に規定する新築する建築物の敷地面積として総務省令で定める規模は、百平方メートルとし、同号に規定する敷地面積の合計として総務省令で定める規模は、五百平方メートルとする。

2 政令附則第七條第二十一項第二号に規定する総務省令で定める基準は、公共施設又は周辺街区からの避難に利用可能な幅員四メートル以上の通路であることとする。

(政令附則第七條第二十二項の施設)

**第三條の二の十七** 政令附則第七條第二十二項に規定する助産を行うことを目的とする施設で総務省令で定めるものは、医療法第七條第一項若しくは第二項の規定による許可又は同法第八條若しくは医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第四條第三項の規定による届出に係る医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第一条の十四第一項第十一号又は同規則第二條第一項第六号に規定する平面図において示

のとする。

(政令附則第七條第二十七項の方法)

**第三條の二の二十一** 政令附則第七條第二十七項に規定する総務省令で定める方法は、都市再生特別措置法施行規則(平成十四年国土交通省令第六十六号)第二十六條に掲げる方法とする。

(政令附則第七條第三十項の規模等)

**第三條の二の二十二** 政令附則第七條第三十項第一号に規定する新築する建築物の敷地面積として総務省令で定める規模は、百平方メートルとし、同号に規定する敷地面積の合計として総務省令で定める規模は、五百平方メートルとする。

2 政令附則第七條第三十項第二号に規定する総務省令で定める基準は、公共施設又は周辺街区からの避難に利用可能な幅員四メートル以上の通路であることとする。

(政令附則第七條第三十一項の施設)

**第三條の二の二十三** 政令附則第七條第三十一項に規定する助産を行うことを目的とする施設で総務省令で定めるものは、医療法第七條第一項若しくは第二項の規定による許可又は同法第八條若しくは医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第四條第三項の規定による届出に係る医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第一条の十四第一項第十一号又は同規則第二條第一項第六号に規定する平面図において示

された分べん室、陣痛室、新生児室、授乳室その他助産に必要な施設とする。

(政令附則第七条第二十四項第九号のスポーツ施設)

**第三条の二の十八** 政令附則第七条第二十四項第九号に規定する総務省令で定めるスポーツ施設は、トレーニングセンター(主として重量挙げ及びボディービル用具を用い、室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。)、体育館、プール及びこれらに附属する施設とする。

(法附則第十一条第二十一項の額)

**第三条の二の十九** 法附則第十一条第二十一項に規定する総務省令で定める額は、日本貨物鉄道株式会社取得した家屋に対応する同項に規定する承継家屋の昭和六十二年三月三十一日現在において日本国有鉄道の財産目録に記載されていた価格とする。

(政令附則第七条第二十五項の施設)

**第三条の二の二十** 政令附則第七条第二十五項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(法附則第十一条の四第五項の資産の譲渡)

**第三条の二の二十一** 法附則第十一条の四第五項に規定する資産の譲渡として総務省令で定めるものは、同項に規定する資産の譲渡であることに

された分べん室、陣痛室、新生児室、授乳室その他助産に必要な施設とする。

(政令附則第七条第三十三項第十二号のスポーツ施設)

**第三条の二の二十四** 政令附則第七条第三十三項第十二号に規定する総務省令で定めるスポーツ施設は、トレーニングセンター(主として重量挙げ及びボディービル用具を用い、室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。)、体育館、プール及びこれらに附属する施設とする。

(法附則第十一条第三十一項の額)

**第三条の二の二十五** 法附則第十一条第三十一項に規定する総務省令で定める額は、日本貨物鉄道株式会社取得した家屋に対応する同項に規定する承継家屋の昭和六十二年三月三十一日現在において日本国有鉄道の財産目録に記載されていた価格とする。

(政令附則第七条第三十五項の施設)

**第三条の二の二十六** 政令附則第七条第三十五項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(法附則第十一条の四第五項の資産の譲渡)

**第三条の二の二十七** 法附則第十一条の四第五項に規定する資産の譲渡として総務省令で定めるものは、同項に規定する資産の譲渡であることに

ついて政令附則第九条の三第一項に規定する主務大臣の認定を受けたものとする。

(法附則第十二条の二の二第一項の一般乗合用のバス)

**第四条の四** 法附則第十二条の二の二第一項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして総務省令で定めるものは、国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗合用のバスで、平均乗車密度に一日当たりの運行回数を乗じて得た数値が十五以上百五十以下であり、かつ、道府県知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供されるものとする。

ついて政令附則第九条の三第一項に規定する主務大臣の認定を受けたものとする。

(法附則第十二条の二の二第一項の一般乗合用のバス等)

**第四条の四** 法附則第十二条の二の二第一項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして総務省令で定めるものは、国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する車両購入費補助金を受けて取得した一般乗合用のバスで、平均乗車密度に一日当たりの運行回数を乗じて得た数値が十五以上百五十以下であり、かつ、道府県知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供されるものとする。

2 | 法附則第十二条の二の二第五項第一号に規定する総務省令で定める軽油自動車は、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 | 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条において「適用関係告示」という。)第二十八条第百二十五項第一号に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準(以下この条において「特定基準」という。)に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 | 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(平成十六年国



土交通省告示第六十一号。以下この条において「実施要領」という。  
（第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条において「自動車検査証」という。）に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

3 | 法附則第十二条の二の二第五項第一号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第二百二十五項第一号の基準とする。

4 | 法附則第十二条の二の二第五項第一号ハに規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

- 一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号）に定める基準エネルギー消費効率
- 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）に定

める基準エネルギー消費効率

5| 法附則第十二条の二の二第六項に規定する電気を動力源とする自動車  
で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有  
するもの以外の自動車とする。

6| 法附則第十二条の二の二第七項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃  
機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の  
燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る自動車検  
査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている  
もの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とす  
る。

7| 法附則第十二条の二の二第七項第一号に規定する平成十七年十月一日  
以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省  
令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二項の基準若しくは同  
条第百八項の基準又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平  
成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条において「細目告示  
」という。）第四十一条第一項第三号の基準とする。

8| 法附則第十二条の二の二第七項第一号に規定する窒素酸化物の排出量  
が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を  
超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物  
の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車に  
ついては同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車につい  
ては同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については  
同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号

の表の二に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

9 法附則第十二条の二の二第七項第二号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十九項の基準とする<sup>9</sup>。

10 法附則第十二条の二の二第七項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十九項に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

11 法附則第十二条の二の二第八項に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車プラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

12 法附則第十二条の二の二第九項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

13 法附則第十二条の二の二第九項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車ハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

14 法附則第十二条の二の二第九項第一号に規定する総務省令で定める電力併用自動車は、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

15 法附則第十二条の二の二第九項第一号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

16 法附則第十二条の二の二第九項第二号に規定する総務省令で定める電力併用自動車は、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百

二十五項第一号に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

17| 法附則第十二条の二の二第九項第二号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号の基準とする。

18| 法附則第十二条の二の二第十項第一号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第五号の基準とする。

19| 法附則第十二条の二の二第十項第一号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合する自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

20| 法附則第十二条の二の二第十項第二号に規定する平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第五号の基準とする。

21| 法附則第十二条の二の二第十項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施

要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合する自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

22 法附則第十二条の二の二第十項第三号に規定する車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で総務省令で定めるものは、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の自動車とする。

23 法附則第十二条の二の二第十項第三号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

24 法附則第十二条の二の二第十二項に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車 同号の表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値

二 細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車 同号の表のロ窒素酸化物の欄に掲げる値

三 細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる自動車 同号の表のハ窒素酸化物の欄に掲げる値

四 細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる自動車 同号の表のニ窒素酸化物の欄に掲げる値

25 法附則第十二条の二の二第十二項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令

で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第四号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

26| 法附則第十二条の二の第十三項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第四号又は第五号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十二年燃費基準二十パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されて

いる自動車に限る。)

二 窒素酸化物の排出量が第二十四項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第四号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

27 法附則第十二条の二の二第十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法附則第十二条の二の二第十二項又は第十三項の規定の適用を受けようとする旨

二 自動車の取得価額

三 自動車のエネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率をいう。)

四 自動車の車両重量(運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。)

五 内燃機関の燃料の種類

六 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量(車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。)、変速装置の方式及び構造

28 当該自動車について、法附則第十二条の二の二第十四項の規定により、法第二百二十二条第一項若しくは第二百二十三条第一項の規定により提出



(法附則第十二条の二三第三項第一号の軽油自動車等)

第四条の五 法附則第十二条の二三第三項第一号に規定する総務省令で定める軽油自動車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条において「適用関係告示」という。)第二十八条第百二十五項第一号に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準(以下この条及び次条において「特定基準」という。)に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

- 二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条及び次条において「実施要領」という。)第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること(当該

された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書において前項各号(当該自動車エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車(以下この項において「乗用自動車」という。))である場合にあつては、前項第一号から第五号まで)に掲げる事項が記載されていた場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第三号から第六号まで(当該自動車が乗用自動車である場合にあつては、同項第三号から第五号まで)に掲げる事項の記載を省略することができる。

自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び次条において「自動車検査証」という。）に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

2| 法附則第十二条の二の三第三項第一号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号の基準とする。

3| 法附則第十二条の二の三第三項第一号ハに規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第四号）に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号）に定める基準エネルギー消費効率

4| 法附則第十二条の二の三第四項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有

するもの以外の自動車とする。

5| 法附則第十二条の二の三第五項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

6| 法附則第十二条の二の三第五項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び次条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の基準（粒子状物質に係る部分を除く。）とする。

7| 法附則第十二条の二の三第五項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している

自動車とする。

8| 法附則第十二条の二の三第五項第二号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十九項の基準とする。

9| 法附則第十二条の二の三第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十九項に定める窒素酸化物の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

10| 法附則第十二条の二の三第六項に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

11| 法附則第十二条の二の三第七項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

12| 法附則第十二条の二の三第七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

13| 法附則第十二条の二の三第七項第一号に規定する総務省令で定める電力併用自動車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

14 法附則第十二条の二の三第七項第一号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

15 法附則第十二条の二の三第七項第二号に規定する総務省令で定める電力併用自動車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて

て国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

16 法附則第十二条の二の三第七項第二号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号の基準とする。

17 法附則第十二条の二の三第八項第一号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第五号の基準とする。

18 法附則第十二条の二の三第八項第一号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合する自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

19 法附則第十二条の二の三第八項第二号に規定する平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第五号の基準とする。

20 法附則第十二条の二の三第八項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合する自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準達成車であ

ることが記載されている自動車に限る。)とする。

21) 法附則第十二条の二の三第八項第三号イに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

22) 法附則第十二条の二の三第八項第三号ロに規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条ただし書に規定する基準エネルギー消費効率以上であるバス又はトラック(当該バス又はトラックに係る自動車検査証に当該バス又はトラックが平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されているバス又はトラックに限る。)とする。

(法附則第十二条の二の五第一項第一号の窒素酸化物の値等)

第四条の六 法附則第十二条の二の五第一項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車 同号の表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値
- 二 細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車 同号の表のロ窒素酸化物の欄に掲げる値
- 三 細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる自動車 同号の表のハ窒素酸化物の欄に掲げる値

四 細目告示第四十一条第一項第三号の表の二に掲げる自動車 同号の表の二窒素酸化物の欄に掲げる値

2| 法附則第十二条の二の五第一項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第四号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

3| 法附則第十二条の二の五第一項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するバス又はトラックとする。

一 エネルギー消費効率が実施要領第三条ただし書に規定する基準エネルギー消費効率以上であること（当該バス又はトラックに係る自動車



検査証に当該バス又はトラックが平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されているバス又はトラックに限る。）。

4| 二 窒素酸化物の排出量が第一項第三号に定める値の四分の一を超えないバス又はトラックで、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

4| 法附則第十二条の二の五第二項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第四号又は第五号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が第一項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第四号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

5|

法附則第十二条の二の五第二項第二号に規定するエネルギー消費効率

が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するバス又はトラックとする。

一 エネルギー消費効率が実施要領第三条ただし書に規定する基準エネルギー消費効率以上であること（当該バス又はトラックに係る自動車検査証に当該バス又はトラックが平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されているバス又はトラックに限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が第一項第三号に定める値の二分の一を超えないバス又はトラックで、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

6 法附則第十二条の二の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法附則第十二条の二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする旨

二 自動車の取得価額

三 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率をいう。）

四 自動車の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）

五 内燃機関の燃料の種類

六 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量（車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）

、変速装置の方式及び構造

7| 当該自動車について、法附則第十二条の二の五第三項の規定により、法第二百二十二条第一項若しくは第二百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書において前項各号（当該自動車エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車（以下この項において「乗用自動車」という。）である場合にあつては、前項第一号から第五号まで）に掲げる事項が記載されていた場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第三号から第六号まで（当該自動車乗用自動車である場合にあつては、同項第三号から第五号まで）に掲げる事項の記載を省略することができる。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第四条の七 略

2～14 略

15 第八条の三十八の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手續について準用する。この場合において、第八条の三十八第一項第三号中「又は設備」とあるのは、「車両又は設備」と読み替えるものとする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第四条の五 略

2～14 略

15 第八条の三十八の規定は、法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手續について準用する。この場合において、第八条の三十八第一項第三号中「又は設備」とあるのは、「車両又は設備」と読み替えるものとする。

16 第八条の三十九の規定は、法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十七の規定による免税軽油の引取り等に係る報告義務について準用する。

17 法附則第十二条の二の七第四項の場合における第八条の三十一、第八条の三十七及び第八条の五十三の規定の適用については、第八条の三十一第一項中「法第四百四十四条の二十一第一項」とあるのは「法第四百四十四条の二十一第一項（法附則第十二条の二の七第二項）において読み替えて準用する場合を含む。」と、第八条の三十七第一項中「法第四百四十四条の六」とあるのは「法第四百四十四条の六又は法附則第十二条の二の七第一項」と、「法第四百四十四条の二十一第一項」とあるのは「法第四百四十四条の二十一第一項（法附則第十二条の二の七第二項）において読み替えて準用する場合を含む。」と、第八条の五十三第二項中「又は第四百四十四条の六」とあるのは「若しくは第四百四十四条の六又は法附則第十二条の二の七第一項」とする。

**第四条の八** 法附則第十二条の二の七第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第六項の規定により交付される免税証の様式は、第十六号の十三様式とする。

2及び3 略

（法附則第十二条の三第一項の電気を動力源とする自動車等）

**第五条** 略

2 法附則第十二条の三第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関

16 第八条の三十九の規定は、法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第四百四十四条の二十七の規定による免税軽油の引取り等に係る報告義務について準用する。

17 法附則第十二条の二の四第四項の場合における第八条の三十一、第八条の三十七及び第八条の五十三の規定の適用については、第八条の三十一第一項中「法第四百四十四条の二十一第一項」とあるのは「法第四百四十四条の二十一第一項（同法附則第十二条の二の四第二項）において読み替えて準用する場合を含む。」と、第八条の三十七第一項中「法第四百四十四条の六」とあるのは「法第四百四十四条の六又は同法附則第十二条の二の四第一項」と、「法第四百四十四条の二十一第一項」とあるのは「法第四百四十四条の二十一第一項（同法附則第十二条の二の四第二項）において読み替えて準用する場合を含む。」と、第八条の五十三第二項中「又は第四百四十四条の六」とあるのは「若しくは第四百四十四条の六又は同法附則第十二条の二の四第一項」とする。

**第四条の六** 法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第四百四十四条の二十一第六項の規定により交付される免税証の様式は、第十六号の十三様式とする。

2及び3 略

（法附則第十二条の三第一項の電気を動力源とする自動車等）

**第五条** 略

2 法附則第十二条の三第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関

の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車に当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（次項及び次条）において「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

3及び4 略

（法附則第十二条の三第三項第二号イの基準等）

第五条の二 法附則第十二条の三第三項第二号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の基準（粒子状物質に係る部分を除く。）とする。

2 法附則第十二条の三第三項第二号イに規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同

の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車に当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（次項、次条第二項及び第五項において「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

3及び4 略

（法附則第十二条の三第三項の自動車等）

第五条の二

号の表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

3| 法附則第十二条の三第三項第二号ロに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十九項の基準とする。

4| 法附則第十二条の三第三項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十九項に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

5| 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

6| 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

7| 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

8 法附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

9 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車 同号の表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値

二及び三 略

10 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この条に

① 法附則第十二条の三第三項 に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車 同号の表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値

二及び三 略

2 法附則第十二条の三第三項 に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この条に

において「実施要領」という。）第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には

平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には

平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第二号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第三号に掲げる自動車については同号に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、

特

定基準 に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

において「実施要領」という。）第三条第五号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二

十二年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第二号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第三号に掲げる自動車については同号に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（第五項及び第七項から第十項までにおいて「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

### 3

法附則第十二条の三第三項に規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率



11| 略

12| 略

13| 法附則第十二条の三第四項第三号に規定する窒素酸化物の排出量が平

成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 窒素酸化物の排出量が第九項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

4| 法附則第十二条の三第四項第二号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（第六項及び第七項において「適用関係告示」という。）第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は細目告示第四十一条第一項第三号の基準とする。

5| 略

6| 法附則第十二条の三第四項第二号ロに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十九項の基準とする。

7| 略

8| 法附則第十二条の三第四項第三号に規定する

総務省令

で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 窒素酸化物の排出量が第一項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

9| 法附則第十二条の三第五項に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第三号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準十パーセント向上達成車又は平成二十二年燃費基準十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が第一項第一号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第二号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第三号に掲げる自動車については同号に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

10| 法附則第十二条の三第六項に規定する

総務省令で定め

るものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

14| 法附則第十二条の三第五項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 窒素酸化物の排出量が第九項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条

5| 4| 3| 2| ①|  
略 略 略 略  
政令附則第十一条第二項第一号へ(4)及び同号ト(3)に規定する総務省令

一 略

二 窒素酸化物の排出量が第一項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

(法附則第十五条第一項のコンテナ等)

第六条

法附則第十五条第一項に規定する総務省令で定めるコンテナは、次の要件に該当するコンテナ（当該要件に該当することについて地方運輸局（運輸監理部を含む。）又はその運輸支局若しくは海事事務所  
の長が証明したものに限り。）とする。  
一 その長さが六メートル以上のものであり、かつ、その幅及び高さがいずれも二・四メートル以上のものであること又はその最大積載重量が十八トン以上のものであること。  
二 当該年度の初日の属する年の前年中における外国貿易のために使用された日数の全使用日数に対する割合が八十パーセントを超えるものであること。

6| 5| 4| 3| 2|  
略 略 略 略  
政令附則第十一条第二項第一号へ(4)及び同号ト(3)に規定する総務省令

で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一及び二 略

三 前項第一号に掲げる要件に該当するものであること。

6| 略

7| 略

8| 略

9| 略

10| 略

11| 略

12| 法附則第十五条第二項第一号に規定する総務省令で定める汚水又は廃

液の処理施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）とする。

で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一及び二 略

三 第五項第一号に掲げる要件に該当するものであること。

7| 略

8| 略

9| 略

10| 略

11| 略

12| 略

13| 法附則第十五条第三項各号列記以外の部分に規定する総務省令で定めるものは、第十九項第一号に掲げる施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号の二に規定する産業廃棄物の処理施設とする。

14| 法附則第十五条第三項第二号に規定する総務省令で定める汚水又は廃

液の処理施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）とする。

15| 法附則第十五条第三項第三号に規定する総務省令で定めるばい煙の処

13] 法附則第十五条第二項第二号に規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設は、第十六条の六第五項に規定する機械その他の設備とする。

14] 法附則第十五条第二項第三号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、熔融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（熔融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十六項）において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定を受けるものを除く。）並びに同法第九条の八第一項の認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条の五の変更の認定を含む。）及び同法第九条の十第一項の認定に係るものに限る。）とする。

15] 法附則第十五条第二項第三号に規定する総務省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、第十六条の六第六項第二号に掲げる一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの及び同法第九条の八第一項の認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条の五の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）（擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備

理施設は、第十六条の六第三項に規定する機械その他の設備とする。

16] 法附則第十五条第三項第四号に規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設は、第十六条の六第五項に規定する機械その他の設備とする。

17] 法附則第十五条第三項第五号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、熔融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（熔融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号。第十九項、第二十四項及び第三十項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定を受けるものを除く。）並びに同法第九条の八第一項の認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条の五の変更の認定を含む。）及び同法第九条の十第一項の認定に係るものに限る。）とする。

18] 法附則第十五条第三項第五号に規定する総務省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、第十六条の六第六項第二号に掲げる一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの及び同法第九条の八第一項の認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条の五の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）（擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備

及び搬入管理設備に限る。)とする。

16) 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号の二、第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設(焼却装置、分解装置、熔融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。)のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの(廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。)並びに同法第十五条の四の二第一項の認定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条の三において準用する同法第五条の五の変更の認定を含む。)及び同法第十五条の四の四第一項の認定に係るものとする。

及び搬入管理設備に限る。)とする。

19) 法附則第十五条第三項第六号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、次に掲げる施設(

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの(廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。)

並びに同法第十五条の四の二第一項の認定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条の三において準用する同法第五条の五の変更の認定を含む。)

及び同法第十五条の四の四第一項の認定に係るものに限る。)とする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第一号から第四号まで、第六号、第七号、第九号、第十一号の二、第十二号及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設(脱水装置、乾燥装置、焼却装置、油水分離装置、中和装置、分解装置、破碎装置、コンクリート固型化装置、焙焼装置、熔融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置(同条第十一号の二に規定する産業廃棄物の処理施設に附属するものに限る。))、集じん装置その他の附属設備に限るものとし、同条第三号及び第十二号に規

定する産業廃棄物の焼却施設にあつては第三号に掲げるものを、同条第七号に規定する廃プラスチック類の破碎施設にあつては同条第八号に規定する廃プラスチック類の焼却施設と一体として設置されるものを除く。）

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号ロ又はハに規定する産業廃棄物の最終処分場（擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備に限る。）

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設（焼却装置（熔融機能を有するもの又は熔融装置と一体的に設置されるものに限る。）及びこれに附属する油水分離装置、中和装置、破碎装置、搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備に限る。）

20 法附則第十五条第三項第七号に規定する総務省令で定める燃焼改善設備は、次の各号に掲げるばい煙発生施設における窒素酸化物の発生を抑制し、又は著しく減少させるための燃焼改善の方式の区分に応じ、当該各号に掲げる設備とする。

一 二段燃焼方式 専ら燃焼用空気を段階的に供給するために使用される空気用ダクト及びダンパー

二 排ガス再循環方式 専ら燃焼排ガスの一部を再循環させるために使用される排ガス用ダクト、排ガス混合機、排ガス再循環通風機及びダンパー

三 エマージェンシ燃焼方式 専ら油に水を混ぜて乳化させたものを燃料

17] 法附則第十五条第二項第五号に規定する総務省令で定める除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）とする。

として供給するために使用される貯溜装置、濾過装置、ポンプ、配管、弁、計測装置、混合機及び自動調整装置

四] 水噴射及び水蒸気噴射方式 専ら水又は水蒸気を燃焼室に供給するために使用される貯溜装置、濾過装置、純水処理装置、ポンプ、配管、弁、計測装置、噴射装置及び自動調節装置（これらと同時に設置する専用の廃熱利用ボイラーを含む。）

五] 前各号に掲げる方式を併用する方式 前各号に掲げる設備

21] 法附則第十五条第三項第八号に規定する総務省令で定める除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）とする。

22] 法附則第十五条第三項第九号に規定する総務省令で定めるダイオキシンの処理施設は、次の各号に掲げる処理施設の区分に応じ、当該各号に定める機械その他の設備とする。

一] ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設（次号において「特定施設」という。）から発生するダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下この項において同じ。）の処理施設 重力沈降、慣性分離、遠心力分離、濾過、電気捕集、吸着、燃焼分解、触媒分解、冷却その他の方法によりダイオキシ



ン類を処理するための装置及びこれらに附属する機械その他の設備（専らダイオキシン類の処理の用に供されるガス導管（煙突に連なるガス導管を除く。）、ガス冷却器、変圧器、整流器、吸着剤再生装置、加熱器、ダスト取出機、ダスト運搬機、ダスト貯溜器、空気圧縮機、通風機、ミスト除去装置、貯水タンク、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備に限る。）

二 特定施設から排出されるダイオキシン類を含む汚水又は廃液の処理施設 沈澱、浮上、油水分離、汚泥処理、濾過、バーク処理、濃縮、燃焼、蒸発洗浄、冷却、中和、酸化、還元、凝集沈澱、脱有機酸、イオン交換、生物化学的処理、脱アンモニア、貯溜、輸送、吸着、紫外線照射及びオゾン注入による分解、逆浸透膜による除去その他の方法によりダイオキシン類を含む汚水又は廃液を処理するための装置並びにこれらに附属する機械その他の設備（専らダイオキシン類を含む汚水又は廃液の処理の用に供される電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）に限る。）

23] 法附則第十五条第三項第十号に規定する総務省令で定める揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 吸着、分解、分離又は密閉の方法により大気汚染防止法第二条第四項に規定する揮発性有機化合物（以下この号において「揮発性有機化合物」という。）の排出を抑制する機能を有する装置で次に掲げるも

の  
イ 吸着装置（揮発性有機化合物を吸着剤に吸着させて処理する装置をいう。）

ロ 分解装置（揮発性有機化合物を直接燃焼、触媒燃焼、蓄熱燃焼、放電又は微生物に接触させ生物的作用を利用する方法により当該揮発性有機化合物を分解して処理する装置をいう。）

ハ 分離装置（揮発性有機化合物を冷却して液化する方法、水、油若しくはアルコールに吸収させる方法、蒸留する方法、分離膜を用いる方法又はこれらを組み合わせた方法により当該揮発性有機化合物を分離して処理する装置をいう。）

ニ 密閉装置（揮発性有機化合物を完全に密閉する方法により当該揮発性有機化合物の排出又は飛散を抑制する装置をいう。）

二 前号に掲げる装置に附属する第二十四条の十一第三項第二号に掲げる機械その他の設備

24 政令附則第十一条第七項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第五号、第七号及び第八号に規定する廃油の焼却施設、廃プラスチック類の破碎施設及び廃プラスチック類の焼却施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第十五条の四の二第一項の認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条の三において準用する同令第五条の五の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）の区分に応じ、当該各号に定める機械その他の設備（第一号及び第

三号に規定する焼却装置にあつては、第十九項第三号に規定する溶融機能を有するもの又は溶融装置と一体的に設置されるものを除き、第二号に規定する機械その他の設備にあつては、廃プラスチック類の焼却施設と一体として設置されるものに限る。)とする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第五号、第七号及び第八号に規定する廃油の焼却施設 焼却装置及びこれに附属する油水分離装置、中和装置、搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第七号に規定する廃プラスチック類の破碎施設 破碎装置及びこれに附属する搬送装置、貯溜装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第八号に規定する廃プラスチック類の焼却施設 焼却装置及びこれに附属する破碎装置、搬送装置、貯溜装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備

25| 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める豚、牛又は馬のふん尿の処理施設は、沈澱又は浮上装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄装置、中和装置、凝集沈澱装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備(汚水の有用成分を回収することを専らその目的とするものを除く。)とする。

26| 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める地下水の水質を

18| 政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定める土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設は、第十六条の六第十三項に規定する施設とする。

27| 浄化するための施設は、第十六条の六第二項に規定する施設とする。  
27| 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める土壌の特定有害物質による汚染を除去するための施設は、第十六条の六第十三項に規定する施設とする。

28| 政令附則第十一条第十二項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

一 政令附則第十一条第十二項に規定する施設等（以下この号において「施設等」という。）で事業の用に供しなくなったものに代えて当該事業の用に供される施設等（次号において「更新施設等」という。）の公共の危害の原因となる物質（次号において「原因物質」という。）の量、濃度及び汚染状態の指標に関する処理前の数値を処理後の数値で除して計算した割合（以下この号において「処理能力」という。）が当該事業の用に供しなくなった施設等の処理能力を超えるものであること。

二 更新施設等の原因物質の量、濃度及び汚染状態の指標に関する処理後の数値を当該原因物質の量、濃度及び汚染状態の指標に関し大気汚染防止法、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）又はダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき定められた規制基準に係る数値で除して計算した割合が百分の六十以下であること。

29| 政令附則第十一条第十二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた施設等は、機械及び装置で法附則第十五条第六項の規定の適用を受けようとする年度分の償却資産申告書に前項に規定する要件を満たすものとして経済産業大臣の定めるところにより経済産業大臣が証

明した書類を添付することにより証明がされたものとする。

30] 政令附則第十一条第十三項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十三号の二に規定する産業廃棄物の焼却施設で総務省令で定めるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第十五条の四の二第一項の認定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条の三において準用する同令第五条の五の変更の認定を含む。）に係るもの（焼却装置（第十九項第三号に規定する溶融機能を有するもの又は溶融装置と一体的に設置されるものを除く。）及びこれに附属する中和装置、破碎装置、搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備に限る。）とする。

19] 法附則第十五条第四項に規定する新たに固定資産税が課されることとなる航空機で総務省令で定めるものは、次に掲げる航空機とする。

一及び二 略

20] 法附則第十五条第四項に規定する地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が三分の二以上である航空機のうち、その最大離陸重量が二百トン未満のものとする。

21] 政令附則第十一条第八項に規定する総務省令で定める額は、三千円とする。

22] 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定めるところにより

32] 法附則第十五条第八項に規定する地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものは

一及び二 略

31] 法附則第十五条第八項に規定する新たに固定資産税が課されることとなる航空機で総務省令で定めるものは、次に掲げる航空機とする。

、その最大離陸重量が百三十トン未満のものとする。

33] 政令附則第十一条第十四項に規定する総務省令で定める額は、三千円とする。

34] 政令附則第十一条第十五項に規定する総務省令で定めるところにより

計算した取得価額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

23| 政令附則第十一条第九項に規定する総務省令で定める緑化施設は、植栽、並木、生垣その他これらと一体となつて緑化の用に供する施設（散水用配管、排水溝その他の土工施設を含む。）とする。

24| 法附則第十五条第七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道駅の耐震補強のために交付されるものとする。

25| 法附則第十五条第七項に規定する鉄道駅の耐震性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて地方運輸局長の証明を受けた償却資産とする。

一〜四 略

26| 政令附則第十一条第十二項に規定する総務省令で定める家屋は、同項に規定する作業の用に供する家屋のうち、当該家屋の課税標準となるべき価格に当該作業所において常時雇用する労働者（政令第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の総数に当該短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する政令第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第三号に規定する短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第三号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働重度

計算した取得価額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

35| 政令附則第十一条第十五項に規定する総務省令で定める緑化施設は、植栽、並木、生垣その他これらと一体となつて緑化の用に供する施設（散水用配管、排水溝その他の土工施設を含む。）とする。

36| 法附則第十五条第十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち鉄道駅の耐震補強のために交付されるものとする。

37| 法附則第十五条第十一項に規定する鉄道駅の耐震性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて地方運輸局長の証明を受けた償却資産とする。

一〜四 略

38| 政令附則第十一条第十八項に規定する総務省令で定める家屋は、同項に規定する作業の用に供する家屋のうち、当該家屋の課税標準となるべき価格に当該作業所において常時雇用する労働者（政令第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者（以下この項において「短時間労働者」という。）を除く。）の総数に当該短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する政令第五十六条の六十八第二項第一号に規定する心身障害者（同項第二号に規定する短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに同項第四号に規定する重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と同条第一項に規定する短時間労働重度

心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合を乗じて得た額に相当する部分とする。

27| 政令附則第十一条第十五項に規定する総務省令で定める要件は、輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものであることとする。

一及び二 略

28| 政令附則第十一条第十五項第四号に規定するコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための上屋とする。

29| 政令附則第十一条第十七項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める機械その他の設備（これらと同時に設置する附属の自動調整装置又は原動機を含む。）とする。

心身障害者の数を合計した数に同項に規定する短時間労働精神障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合を乗じて得た額に相当する部分とする。

39| 政令附則第十一条第二十一項に規定する総務省令で定める要件は、輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものであることとする。

一及び二 略

40| 政令附則第十一条第二十一項第四号に規定するコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための上屋とする。

41| 政令附則第十一条第二十三項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める機械その他の設備（これらと同時に設置する附属の自動調整装置又は原動機を含む。）とする。

一 建設廃棄物再生処理業 建設混合廃棄物選別装置（建設工事に伴つて生じた混合廃棄物（コンクリート廃材、木くず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、廃プラスチック類等が混合されたものをいう。）を種類ごとに選別するもののうち、選別機、磁選機、分級機、破碎機、排風集じん機、搬送装置及び操作制御装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用のポンプ又は配管を含む。）

一 略  
二 略

30| 法附則第十五条第十一項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、前項第二号に掲げる機械その他の設備とする。

31| 政令附則第十一条第十八項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

32| 政令附則第十一条第十九項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

33| 政令附則第十一条第二十項に規定する放送番組の制作に必要な設備

二 廃木材再生処理業 廃木材破砕・再生処理装置（専ら木材・木製品製造業を営む者が設置する廃木材（建設発生廃木材、流通発生廃木材又は生活発生廃木材に限る。）の破砕により再生資材を製造するものうち、破砕機（チップを除く。）、選別機、分級機、搬送装置及び操作制御装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の排風集じん機、ポンプ又は配管を含む。）

三 飲料容器回収処理業 空びん洗浄処理装置（使用済のガラスびんを連続して洗浄する洗びん装置に限るものとし、これと同時に設置する専用の洗函装置、検査装置、デパレタイザー、アンケーサー、インケーサー又はパレタイザーを含む。）

四 略  
五 略

42| 法附則第十五条第十五項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、前項第五号に掲げる機械その他の設備とする。

43| 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定める償却資産は、緊急地震速報受信装置その他の内閣総理大臣が定める償却資産とする。

44| 政令附則第十一条第二十五項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

45| 政令附則第十一条第二十六項に規定する放送番組の制作に必要な設備



並びに無線設備及びこれに附帯する設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一及び二 略

34| 法附則第十五条第十四項に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものは、前項第二号に規定するデジタル送受信装置のうち電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第八条第一項の規定に基づき総務大臣が指定する同項第四号に掲げる空中線電力が〇・三ワット以下の無線局に係るものとする。

35| 政令附則第十一条第二十一項に規定する交換設備に附帯する設備

のうち、総務省令で定めるものは、小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置（インターネットの利用を可能とする平衡ケーブルを用いた広帯域伝送の方式における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する回線収容能力が五百回線以下の変復調装置であつて、端末設備でないものに限る。以下この項において同じ。）及びデジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備（小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置を収容するための設備及びこれと一体として設置する電源設備からなるものをいう。）とする。

搬送設備並びに無線設備及びこれに附帯する設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一及び二 略

46| 法附則第十五条第十八項に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものは、前項第二号に規定するデジタル送受信装置のうち電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第八条第一項の規定に基づき総務大臣が指定する同項第四号に掲げる空中線電力が〇・三ワット以下の無線局に係るものとする。

47| 政令附則第十一条第二十七項に規定する交換設備に附帯する設備及び無線設備のうち、総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備

とする。

一 交換設備に附帯する設備 小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置（インターネットの利用を可能とする平衡ケーブルを用いた広帯域伝送の方式における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する回線収容能力が五百回線以下の変復調装置であつて、端末設備でないものに限る。以下この号及び次項において同じ。）及びデジタル

ル加入者回線サービス等提供用附帯設備（小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置を収容するための設備及びこれと一体として設置する電源設備からなるものをいう。次項において同じ。）

二 無線設備 加入者系無線アクセス通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。）に用いられるものに限る。第四十九項において同じ。）及び衛星インターネット通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備であつて、人工衛星の無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）と無線通信を行うものに限る。第四十九項において同じ。）

48 政令附則第十一条第二十八項に規定する交換設備に附帯する設備のうち総務省令で定めるものは、小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置及びデジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備とする。

49 法附則第十五条第十九項に規定する総務省令で定める設備は、加入者系無線アクセス通信用無線設備及び衛星インターネット通信用無線設備とする。

50 政令附則第十一条第二十九項に規定する交換設備及びこれに附帯する設備、電力設備並びに無線設備のうち、総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 交換設備及びこれに附帯する設備 経路最適化装置（電気通信事業の用に供されている伝送路の通信経路を自動的に最適化することによって優先接続等を可能とするものに限る。）及び高信頼伝送装置（電気通信

36] 法附則第十五条第十七項 に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に規定する指定都市等の長が同法第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認めた雨水貯留浸透施設とする。

37] 政令附則第十一条第二十三項に規定する総務省令で定める機械設備は、同項に規定する家屋に据え付けられた機械設備、同項に規定する倉庫に付設された同条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる機械又は設備及びラック用搬出入装置（水平移動する長さ五メートル以上の垂直フレームに沿って荷載台が上下するものであり、かつ、荷載制限重量が〇・五トン以上のものに限る。）とする。

38] 法附則第十五条第十八項第一号 に規定する食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第二条第三項第二号の事業（次項及び第四十項 において「特定事業」という。）が実施される地方卸売市場で総

事業の用に供されている伝送路に障害等が発生した場合に、他の伝送路へ伝送情報の分散又は切替を自動的に行うものに限る。）

二 電力設備 非常用電源装置（通常受けている電力の供給が停止した場合において電気通信設備に電力を供給するものに限る。次項において同じ。）

三 無線設備 携帯電話用車載基地局（専ら災害等により携帯電話基地局又はその伝送路に障害が発生した場合に用いるものに限る。）

51] 政令附則第三十項に規定する総務省令で定める電力設備は、非常用電源装置とする。

52] 法附則第十五条第二十二項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に規定する指定都市等の長が同法第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認めた雨水貯留浸透施設とする。

53] 政令附則第十一条第三十二項に規定する総務省令で定める機械設備は、同項に規定する家屋に据え付けられた機械設備、同項に規定する倉庫に付設された同条第三項第一号、第三号及び第四号に掲げる機械又は設備及びラック用搬出入装置（水平移動する長さ五メートル以上の垂直フレームに沿って荷載台が上下するものであり、かつ、荷載制限重量が〇・五トン以上のものに限る。）とする。

54] 法附則第十五条第二十三項第一号 に規定する食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第二条第三項第二号の事業（次項及び第五十六項 において「特定事業」という。）が実施される地方卸売市場で総

務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一及び二 略

39) 法附則第十五条第十八項第一号 に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、家屋にあつては同号に規定する特定事業により取得された家屋のうち当該特定事業が実施された家屋の当該特定事業実施後の床面積から当該特定事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とし、償却資産にあつては当該特定事業により新たに取得された償却資産とする。

40) 法附則第十五条第十八項第二号 に規定する特定事業を実施した法人（以下この項において「特定事業実施法人」という。）であつて当該特定事業を連携して実施した他の法人（以下この項において「連携事業実施法人」という。）と合併した法人又は特定事業実施法人が連携事業実施法人と合併した場合において当該合併により設立された法人（以下この項において「合併法人」という。）が開設する地方卸売市場で総務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一及び二 略

41) 法附則第十五条第十九項 に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のものとする。

42) 法附則第十五条第十九項 に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。

務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一及び二 略

55) 法附則第十五条第二十三項第一号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、家屋にあつては同号に規定する特定事業により取得された家屋のうち当該特定事業が実施された家屋の当該特定事業実施後の床面積から当該特定事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とし、償却資産にあつては当該特定事業により新たに取得された償却資産とする。

56) 法附則第十五条第二十三項第二号に規定する特定事業を実施した法人（以下この項において「特定事業実施法人」という。）であつて当該特定事業を連携して実施した他の法人（以下この項において「連携事業実施法人」という。）と合併した法人又は特定事業実施法人が連携事業実施法人と合併した場合において当該合併により設立された法人（以下この項において「合併法人」という。）が開設する地方卸売市場で総務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一及び二 略

57) 法附則第十五条第二十四項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のものとする。

58) 法附則第十五条第二十四項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。

43] 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

44] 政令附則第十一条第二十四項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 一三 略

45] 法附則第十五条第二十項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道駅総合改善事業費に係る補助とする。

46] 法附則第十五条第二十一項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 一三 略

47] 法附則第十五条第二十二項に規定する総務省令で定める内航船舶は、次に掲げる要件に該当する内航船舶（当該要件に該当することについて地方運輸局（運輸監理部を含む。）又はその支局長が証明したものに限る。）とする。

一 一三 略

59] 政令附則第十一条第三十三項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一及び二 略

60] 政令附則第十一条第三十三項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 一三 略

61] 法附則第十五条第二十五項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道駅総合改善事業費に係る補助とする。

62] 法附則第十五条第二十六項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 一三 略

63] 法附則第十五条第二十七項に規定する総務省令で定める内航船舶は、次に掲げる要件に該当する内航船舶（当該要件に該当することについて地方運輸局（運輸監理部を含む。）又はその支局長が証明したものに限る。）とする。

一 一三 略

64] 政令附則第十一条第三十八項に規定する改良工事で総務省令で定めるものは、次に掲げる改良工事とする。

一 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）の既設の営業路線と他の鉄道事業者等の新たな営業路線とを直通運輸させる改良工事

二 二以上の鉄道事業者等に係る駅又は停留場（以下この項において「駅等」という。）を一体化させ、当該駅等の構内において乗継ぎを可能とする改良工事

三 既設の駅等と他の鉄道事業者等の駅等とを近接させ、かつ、これらの駅等間における乗継ぎの用に供する旅客用通路を新設する改良工事

四 二以上の鉄道事業者等により構内が一体的に使用されている駅等において実施される改良工事で、互いに異なる二以上の鉄道事業者等の営業路線間における乗継ぎの方法を変更することにより乗継ぎに要する時間が短縮されるものであつて、当該改良工事に該当することについて国土交通大臣の証明を受けたもの

65 政令附則第十一条第三十九項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、前項に規定する改良工事により取得された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋（以下この項において「停車場建物等」という。）のうち、当該停車場建物等の床面積から当該改良工事前の停車場建物等の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

48 政令附則第十一条第三十二項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「軌道事業者等」という。）で次に掲げるものの以外のもとする。

一 五 略

66 政令附則第十一条第四十四項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「軌道事業者等」という。）で次に掲げるものの以外のもとする。

一 五 略

49 法附則第十五条第二十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りよう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は輸送対策事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

50 法附則第十五条第二十四項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一 八略

51 法附則第十五条第二十五項に規定する総務省令で定める施設は、同項

67 法附則第十五条第三十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りよう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は輸送高度化事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

68 法附則第十五条第三十項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一 八略

69 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 食肉（食用に供する内臓を含む。以下この号において同じ。）を冷却するための設備又は食肉を冷却するために使用する氷雪若しくは冷水を製造するための設備

二 牛のとさつ若しくは解体を行う者又はと畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）第十四条第二項若しくは第三項の検査の事務に従事する者が使用する器具の洗浄又は消毒のための設備

三 牛のせき髄を除去するための設備

四 牛の頭部を破砕するための設備

五 と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）別表第一に掲げる部分を焼却するための設備

六 とさつ又は解体される牛の反射運動を抑制するための設備

70 法附則第十五条第三十二項に規定する総務省令で定める施設は、同項

に規定する家畜排せつ物の管理を行う施設のうち、牛、馬、豚又は鶏の排せつ物を発酵させてたい肥その他の肥料とするための施設（その容積が、牛又は馬に係るものにあつては八十五立方メートル以上、豚に係るものにあつては五十立方メートル以上、鶏に係るものにあつては二十立方メートル以上のものに限る。）であつて、屋根、側壁（高さが〇・九メートル以上のものに限る。）及び専用の攪拌装置又は送風装置を有するものとして農林水産大臣の定めるところにより農林水産大臣の証明がされたものとする。

52] 政令附則第十一条第三十三項に規定する総務省令で定める設備は、高齢者、身体障害者等の利用に資するエレベーターとして国土交通大臣の証明がされたものとする。

53] 政令附則第十一条第三十五項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、前項に規定する設備を設置するために実施される事業により取得された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋（以下この項において「停車場建物等」という。）のうち当該事業が実施された停車場建物等の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

54] 法附則第十五条第二十七項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一及び二 略

55] 法附則第十五条第二十八項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化を図るために交付される補助とする。

に規定する家畜排せつ物の管理を行う施設のうち、牛、馬、豚又は鶏の排せつ物を発酵させてたい肥その他の肥料とするための施設（その容積が、牛又は馬に係るものにあつては八十五立方メートル以上、豚に係るものにあつては五十立方メートル以上、鶏に係るものにあつては二十立方メートル以上のものに限る。）であつて、屋根、側壁（高さが〇・九メートル以上のものに限る。）及び専用の攪拌装置又は送風装置を有するものとして農林水産大臣の定めるところにより農林水産大臣の証明がされたものとする。

71] 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める設備は、高齢者、身体障害者等の利用に資するエレベーターとして国土交通大臣の証明がされたものとする。

72] 政令附則第十一条第四十八項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、前項に規定する設備を設置するために実施される事業により取得された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋（以下この項において「停車場建物等」という。）のうち当該事業が実施された停車場建物等の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

73] 法附則第十五条第三十四項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一及び二 略

74] 法附則第十五条第三十五項に規定する公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものは、貨物鉄道事業に係る輸送の効率化を図るために交付される補助とする。



56| 政令附則第十一条第三十九項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

57| 政令附則第十一条第四十一項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三 略

58| 政令附則第十一条第四十一項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

59| 政令附則第十一条第四十二項に規定する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一 三 略

60| 政令附則第十一条第四十三項に規定する総務省令で定める設備は、集積回路を自蔵するカードとの間において二以上の鉄道事業法第七条第一

75| 法附則第十五条第三十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、廃棄物処理施設整備費に係る補助とする。

76| 政令附則第十一条第五十五項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

77| 政令附則第十一条第五十七項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三 略

78| 政令附則第十一条第五十七項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

79| 政令附則第十一条第五十八項に規定する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一 三 略

80| 政令附則第十一条第五十九項に規定する総務省令で定める設備は、集積回路を自蔵するカードとの間において二以上の鉄道事業法第七条第一

項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者の鉄道又は軌道を利用する者の運賃に関する情報の交換及び当該情報の蓄積を行うことができる電子計算機、イニシャライザ若しくは自動出改札装置（これらと同時に設置する集積回路を自蔵するカードのリードライト、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。）又はこれらを相互に接続する電気通信回線とする。

61] 法附則第十五条第三十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

62] 政令附則第十一条第四十五項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

63] 政令附則第十一条第四十五項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

64] 政令附則第十一条第四十九項に規定する搬送設備、交換設備及び市内線路設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 略

二 交換設備 ルーター（インターネットを構成するルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有する専用の電気通信設備をいう。次項、第六十七項及び第六十八項において同じ。）のうち、IPバージョン6の通信機能を有するものであつて事業所相互間を接続するものに限る。次項において同じ。

）、IPアドレス変換装置（インターネットを構成するIPアドレス

項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者の鉄道又は軌道を利用する者の運賃に関する情報の交換及び当該情報の蓄積を行うことができる電子計算機、イニシャライザ若しくは自動出改札装置（これらと同時に設置する集積回路を自蔵するカードのリードライト、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。）又はこれらを相互に接続する電気通信回線とする。

81] 法附則第十五条第四十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

82] 政令附則第十一条第六十一項に規定する選定事業で総務省令で定めるものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

83] 政令附則第十一条第六十一項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

84] 政令附則第十一条第六十五項に規定する搬送設備、交換設備及び市内線路設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 略

二 交換設備 ルーター（インターネットを構成するルーター（通信プロトコルに基づき、電気通信信号を伝送し、その経路を制御する機能を有する専用の電気通信設備をいう。次項、第八十七項及び第八十八項において同じ。）のうち、IPバージョン6の通信機能を有するものであつて事業所相互間を接続するものに限る。次項において同じ。

）、IPアドレス変換装置（インターネットを構成するIPアドレス

変換装置（異なるIPアドレスを相互に変換する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、電気通信事業者の通信網内において、電気通信事業者が当該装置に割り当てるIPアドレスと電気通信事業者がサービス利用者に割り当てるIPアドレスを相互に変換するものに限る。次項において同じ。）  
トランスレーター（インターネットを構成するトランスレーター（異なる通信プロトコルによる通信を相互に変換する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、IPバージョン4による通信とIPバージョン6による通信を相互に変換するものに限る。次項において同じ。）及びVoIPサーバ（インターネットを構成するVoIPサーバ（IPネットワークにおいて、デジタル化された音声信号を送受信する機能又はIP電話端末間のセッション制御（呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。）を行う機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、IPバージョン6の通信機能を有するものに限る。次項において同じ。）

三 略

四 管理設備 ネットワーク管理装置（電気通信事業者のIPバージョン6に対応した通信網内において、装置及び回線の状態並びに通信量を監視又は制御することにより、当該電気通信事業者の通信網を管理する機能を有するものに限る。次項において同じ。）

65]

法附則第十五条第三十七項に規定する総務省令で定める設備は、端末系光端局装置、波長分割多重化装置、ルーター、IPアドレス変換装置、トランスレーター、VoIPサーバ、加入者系光ファイバケーブル（

三 略

85]

法附則第十五条第四十六項に規定する総務省令で定める設備は、端末系光端局装置、波長分割多重化装置、ルーター及び加入者系光ファイバケーブル（

前項第三号イに掲げるものに限る。)及びネットワーク管理装置とする

とする

66| 法附則第十五条第三十九項に規定する従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして設置した事務所又は事業所(次項及び第六十八項において「特定事業所等」という。)で総務省令で定めるものは、その設置場所及び従業者の就業形態等から判断して当該従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして総務大臣の定めるところにより総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。次項、第六十八項及び第七十三項において同じ。)の証明を受けたものとする。

67| 法附則第十五条第三十九項に規定する事業主の特定事業所等又は従業者の自宅に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであること及び就業規則その他これに準ずるもの(次項において「就業規則等」という。)に定めるところにより事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために必要となるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

一及び二 略

68| 法附則第十五条第三十九項に規定する特定事業所等又は従業者の自宅以外の場所に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであること及び就業規則等に定めるところにより事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために必要となるもので

前項第三号イに掲げるものに限る。)とする

とする

86| 法附則第十五条第四十八項に規定する従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして設置した事務所又は事業所(次項及び第八十八項において「特定事業所等」という。)で総務省令で定めるものは、その設置場所及び従業者の就業形態等から判断して当該従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして総務大臣の定めるところにより総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。次項、第八十八項及び第九十四項において同じ。)の証明を受けたものとする。

87| 法附則第十五条第四十八項に規定する事業主の特定事業所等又は従業者の自宅に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであること及び就業規則その他これに準ずるもの(次項において「就業規則等」という。)に定めるところにより事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために必要となるものであることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

一及び二 略

88| 法附則第十五条第四十八項に規定する特定事業所等又は従業者の自宅以外の場所に設置する電気通信設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであること及び就業規則等に定めるところにより事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために必要となるもので

あることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

一及び二 略

69| 法附則第十五条第四十一項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一〜四 略

70| 法附則第十五条第四十一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りよう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は輸送対策事業に係る補助とする。

71| 法附則第十五条第四十二項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一〜四 略

72| 政令附則第十一条第五十三項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

73| 法附則第十五条第四十四項に規定する設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであることについて、総務大臣の定めると

あることについて、総務大臣の定めるところにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

一及び二 略

89| 法附則第十五条第五十四項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一〜四 略

90| 法附則第十五条第五十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りよう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は輸送高度化事業に係る補助とする。

91| 第八十九項の規定は法附則第十五条第五十五項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものについて、前項の規定は法附則第十五条第五十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものについて準用する。

92| 法附則第十五条第五十六項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一〜四 略

93| 政令附則第十一条第六十九項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

94| 法附則第十五条第五十八項に規定する設備で総務省令で定めるものは、次のいずれかに掲げるものであることについて、総務大臣の定めると

ころにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

一〇六 略

74| 法附則第十五条第四十五項に規定する設備で総務省令で定めるものは、太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

75| 法附則第十五条第四十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、新エネルギー等事業者支援対策費に係る補助とする。

76| 法附則第十五条第四十六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

(政令附則第十二条の二第二項の専有部分の床面積の算定方法等)

第七条の二

ころにより総合通信局長の証明を受けたものとする。

一〇六 略

95| 法附則第十五条第五十九項に規定する設備で総務省令で定めるものは、太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。

96| 法附則第十五条第五十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、新エネルギー等事業者支援対策費に係る補助とする。

(法附則第十六条の二第一項の施行地区等)

第七条の二 法附則第十六条の二第一項に規定する総務省令で定める施行地区は、附則第三条の二の十の規定により総務大臣が定める施行地区とする。

2| 政令附則第十二条の二第四項第一号イに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の二第三項第三号から第五号までの規定により同条第四項第一号イに規定する相続人等（次号及び次項において「相続人等」という。）が同号イに規定する従前所有者等（次号及び次項において「従前所有者等」という。）から法附則第十六条の二第一項に規定する被災住宅用地（以下次項までにおいて「被災住宅用地」とい

う。)の一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分(次号において「被災住宅用地の一部等」という。)を取得した場合その取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の二第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が同項第三号又は第五号に掲げる者(以下次項までにおいて「前相続人等」という。)から被災住宅用地の一部等を取得した場合 同項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等(これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の一部等を取得した場合における当該被災住宅用地の一部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。)から取得した当該被災住宅用地の一部等のうち、同項第三号又は第五号の規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

3 政令附則第十二条の二第四項第一号ロ及びハに規定する総務省令で定める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 政令附則第十二条の二第三項第三号から第五号までの規定により相続人等が従前所有者等から被災住宅用地の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分(次号において「被災住

宅用地の全部等」という。)を取得した場合、その取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はその取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

二 政令附則第十二条の二第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合、同項第三号又は第五号の規定により前相続人等が従前所有者等(これらの規定により前相続人等が前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。)から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、同項第三号又は第五号の規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該前相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

4 政令附則第十二条の二第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するため独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。

5 法附則第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地(以下第八項までにおいて「被災共用土地」という。)が同条第一項(同条第二項に



において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第八項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二 被災共用土地が法附則第十六条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この号、次項及び第八項において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（次項及び第八項において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

6 被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。次項及び第八項において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下次項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一次に掲げる各被災共用	$(1/A) \times (B \times C) / D$

土地納税義務者

イ 平成七年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。以下この号及び次号において同じ。）を平成七年一月十六日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で平成十七年度から平成二十二年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共

(算式の符号)

- A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額
- B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額
- C 当該被災共用土地の面積
- D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

---

---

有持分（平成七年一月十七日以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートル（当該専有部分が二以上の部分に独立的に区画されていた場合には、二百平方メートルに当該専有部分に存した住居の数を乗じて得た面積とする。以下次項までにおいて同じ。）以下となる当該共有持分を有しているもの

ロ 政令附則第十二条の二第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成七年一月十六日

---

---

---

---

において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「特定共有持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特定共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。）で平成十七年度から平成二十二年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合（当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等

---

---

が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特定共有持分の割合を合算したものとす。以下の項において「相続等に係る特定共有持分の割合」という。）を乗じて得た面積が二百平方メートル以下となる当該特定共有持分を有しているもの

<p>二次に掲げる各被災共用土地納税義務者</p> <p>イ 特例対象者で平成十七年度から平成二十二年までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分</p> <p>(平成七年一月十七日</p>	$\frac{1}{A} \times \{ B \times ( C + ( 200 \text{平方メートル} \times D - E \times F ) \times ( ( E \times G - C ) / ( E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I ) ) ) / J \} + K \times ( ( E \times G - C - ( 200 \text{平方メートル} \times D - E \times F ) \times ( ( E \times G - C ) / ( E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I ) ) ) / L ) \} \times ( 1 / G )$ $( 1 / A ) \times ( B \times E ) / J$
---	---

以後にその者が取得した当該被災共用土地に係る共有持分を除く。以下イにおいて同じ。)

ロ 相続人等で平成十七年度から平成二十二年までの各年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る特定共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該特定共有持分を有しているもの

イ  $J < E \times (F + H)$  である場合にあつてはイの算式を用い、 $J \geq E \times (F + H)$  である場合にあつてはロの算式を用いる。

(算式の符号)

A 当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額

B 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

C 200平方メートル(前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者(Dにおいて「専有部分の従前所有者」という。))が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数(D及びIにおいて「専有部分の住居数」という。)を乗じて得た面積とする。)

		<p>D 各専有部分の従前所有者が所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したものの</p>
		<p>E 当該被災共用土地の面積</p>
		<p>F 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成17年度から平成22年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したもの</p>
		<p>G この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成17年度から平成22年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合</p>
		<p>H この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成17年度から平成2</p>

	<p>2年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合を合算したものの</p> <p>I この号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（以下 I において「専有部分の従前所有者」という。）がそれぞれ所有していた専有部分の数（2以上の部分に独立的に区画されていた専有部分を所有していた専有部分の従前所有者にあつては、その所有していた当該専有部分の数に専有部分の住居数を乗じたものとする。）を合算したものの</p> <p>J 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積</p> <p>K 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額</p> <p>L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積</p>
三 次に掲げる被災共用土	$(A - (B + C)) / (A \times D)$



<p>地納税義務者</p> <p>ア 平成七年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項において同じ。）を有しない専有部分を有していた者</p> <p>イ 平成七年一月十七日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者（相続人等を除く。）</p>	<p>(算式の符号)</p> <p>A 当該被災共用土地に係る固定資産税の額</p> <p>B 第1号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの</p> <p>C 前号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税の額を合算したもの</p> <p>D この号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成17年度から平成22年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合を合算したもの</p>
<p>7 被災共用土地に係る被災区分所有家屋の専有部分で平成七年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分及び人の居住の用に供する部分以外の部分を併せ有していたもの（以下この項において「併用専有部分」という。）を平成七年一月十六日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で被災共用土地納税義務者であるもの又は政令附則第十二条の二第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者からその者が平成七年一月十六日において有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項において「特例適用共有</p>	

「持分」という。)を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等(同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から特例適用共有持分を取得した相続人等を含む。以下この項において「相続人等」という。)がある場合には、当該被災共用土地納税義務者であるもの又は当該相続人等(以下次項までにおいて「併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者」という。)の平成十七年度から平成二十二年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合(当該相続人等に係る特例対象者につき相続人等が複数ある場合には、当該特例対象者に係る各相続人等の当該被災共用土地に係る特例適用共有持分の割合を合算したものとす。以下この項において「特定割合」という。)に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合(以下この項において「居住割合」という。)を乗じて得た数値を当該被災共用土地の面積に乗じて得た面積が二百平方メートル以下であるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて前項の表の第一号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、当該面積が二百平方メートルを超えるときは当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者をもつて同表の第二号及び第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者とみなし、特定割合に居住割合を乗じて得た数値をもつて当該第一号又は第二号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成十七年度から平成二十二年度までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分又は特定共有持分の割合とみなし、特定割合に当該人の居住の用に供する部分以外の部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合を乗じて得た数値をもつて当該

第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の平成十七年度から平成二十二年までの各年度に係る賦課期日における当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者については、次の算式により計算した数値をもつて当該併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合に乗ずるべき数値とする。

算式

$$\alpha \times K + \beta \times (1 - K)$$

(算式の符号)

$\alpha$  前項の表の第1号又は第2号に定める算式により計算した数値

$\beta$  前項の表の第3号に定める算式により計算した数値

$K$  居住割合

8 第五項の表の第一号若しくは第二号に掲げる被災共用土地納税義務者又は併用専有部分に係る被災共用土地納税義務者が平成七年一月十七日以後に当該被災共用土地に係る共有持分（政令附則第十二条の第二第三項第二号から第五号までの規定によりその者が取得した共有持分を除く。以下この項において「新たな共有持分」という。）を取得した場合には

、当該新たな共有持分については、当該新たな共有持分を取得した被災共用土地納税義務者をもつて同表の第三号に掲げる被災共用土地納税義務者の一人とみなし、当該新たな共有持分の面積の当該被災共用土地の面積に対する割合を同表の第三号に掲げる各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る共有持分の割合とみなして、同項の規定を適用する。

9 第五項から第七項までの規定は、被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合における法第十六条の二第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式に読み替えるものとする。

第五項の表の第一号	当該被災共用土地の面積	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
D	$(1/A) \times ((B \times C) / D)$	$(1/A) \times (((B \times E) / D) + F \times ((C - E) / G))$
D	当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積	D 当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積
E	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積	E 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の10倍の面積
F	当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額	F 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額

	G 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積
第五項の表の第二号	当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
$\frac{(1/A) \times \{B \times ((C + 200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times ((E \times G - C) / (E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / J) + K \times ((E \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - E \times F) \times ((E \times H - 200 \text{平方メートル} \times I) / L)) \times (1/G))\}}{(1/A) \times ((B \times E) / J)}$	$\frac{(1/A) \times \{B \times ((C + 200 \text{平方メートル} \times D - M \times F) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / J) + K \times ((M \times G - C - (200 \text{平方メートル} \times D - M \times F) \times ((M \times G - C) / (M \times H - 200 \text{平方メートル} \times I)) / L)) \times (1/G) + N \times ((E - M) / O)\}}{(1/A) \times ((B \times M) / J) + N \times ((E - M) / O)}$
E × (F + H)	M × (F + H)
L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積	L 当該被災共用土地に係る一般住宅用地である部分の面積 M 当該被災共用土地に係る被

第六項	当該被災共用土地の面積	災区分所有家屋の床面積の10倍の面積 N 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 O 当該被災共用土地に係る非住宅用地である部分の面積 当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積
第四項各号列記以外の部分	附則第十六条の二第二項	附則第十六条の二第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項
第四項第一号	附則第十六条の二第二項	附則第十六条の二第八項の規定により読み替えて適用され

10) 法附則第十六条の二第八項の規定の適用がある場合における第四項から第八項までの規定の適用については、これらの規定中「被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

合	被災共用土地に係る持分の割合	同条第三項	附則第十六条の二第三項	分の 外の部 の表以 第五項	被災共用土地に係る被災区分 所有家屋	被災共用土地の面積	附則第十六条の二第一項	被災共用土地	同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）	被災共用土地	同条第三項
		同条第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項	附則第十六条の二第八項の規定により読み替えて適用される同条第三項				被災区分所有家屋				

第五項の表の第一号		第五項の表の第二号	
被災共用土地に係る次の	仮換地等に係る次の	被災共用土地の面積	仮換地等の面積
被災共用土地に係る共有持分	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分	被災共用土地に係る固定資産税	仮換地等に係る固定資産税
被災共用土地に係る特定共有持分	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る特定共有持分	被災共用土地に係る小規模住宅用地	仮換地等に係る小規模住宅用地
被災共用土地に係る固定資産税	仮換地等に係る固定資産税	被災共用土地の面積	仮換地等の面積
被災共用土地に係る小規模住宅用地	仮換地等に係る小規模住宅用地	被災共用土地の面積	仮換地等の面積
被災共用土地の面積	仮換地等の面積	被災共用土地に係る共有持分	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
被災共用土地に係る固定資産税	仮換地等に係る固定資産税	被災共用土地に係る小規模住宅用地	仮換地等に係る小規模住宅用地
被災共用土地の面積	仮換地等の面積	被災共用土地納税義務者	仮換地等納税義務者
被災共用土地の面積	仮換地等の面積	被災共用土地の面積	仮換地等の面積



第六項	被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る同号の共有持分又は特定共有持分の割合
	被災共用土地に係る一般住宅用地	仮換地等に係る一般住宅用地
第五項 の表の 第三号	被災共用土地に係る共有持分	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る固定資産税	仮換地等に係る固定資産税
	被災共用土地納税義務者	仮換地等納税義務者
	被災共用土地に係る共有持分	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
第六項	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る共有持分	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分
	被災共用土地に係る特例適用共有持分	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る共有持分

の表の 第五項	の表の 第八項	第八項 の表以 外の部 分	第七項		第八項		第八項 の表以 外の部 分	
			被災共用土地に係る共有持分 合	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る共有持分 合	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る共有持分 又は特定共有持分	被災共用土地の面積
所有家屋	被災共用土地に係る被災区分 被災共用土地の面積	被災共用土地に係る持分の割 合	被災共用土地に係る共有持分 合	被災共用土地の面積	被災共用土地に係る共有持分 合	被災共用土地に係る共有持分 又は特定共有持分	被災共用土地の面積	特例適用共有持分
被災区分所有家屋	仮換地等に対応する従前の土 地である被災共用土地に係る 被災区分所有家屋	仮換地等に対応する従前の土 地である被災共用土地に係る 持分の割合	仮換地等に対応する従前の土 地である被災共用土地に係る 共有持分	仮換地等の面積	仮換地等に対応する従前の土 地である被災共用土地に係る 共有持分	仮換地等に対応する従前の土 地である被災共用土地に係る 共有持分又は特定共有持分	仮換地等の面積	仮換地等に対応する従前の土 地である被災共用土地に係る 共有持分

第一号の項	被災共用土地に係る小規模住宅用地	仮換地等に係る小規模住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
第八項の表の第六項の項	被災共用土地に係る非住宅用地	仮換地等に係る非住宅用地
	被災共用土地の面積	仮換地等の面積
第二号の項	被災共用土地に係る一般住宅用地	仮換地等に係る一般住宅用地
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋
第五項の表の第八項	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	被災区分所有家屋
	被災共用土地に係る被災区分	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分
第六項の項	被災共用土地の面積	仮換地等の面積
	被災共用土地に係る被災区分所有家屋	仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋

11| 政令附則第十二条の二第十二項の規定の適用について、同項中被災家

① 政令附則第十二条の二第二項（同条第七項、第九項及び第十三項

において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用について、同項中災害被災家屋（同条第一項第一号（同条第七項、第九項及び第十三項）において準用する場合を含む。）に規定する災害被災家屋をいう。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第二項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

2| 政令附則第十二条の二第十六項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

屋（同条第十一項第一号に規定する被災家屋をいう。第十三項において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十二項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

12| 政令附則第十二条の二第十四項（同条第十九項、第二十一項及び第二十五項）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用について、同項中災害被災家屋（同条第十三項第一号（同条第十九項、第二十一項及び第二十五項）において準用する場合を含む。）に規定する災害被災家屋をいう。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第十四項第二号に掲げる区分所有に係る家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用していた又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。

13| 政令附則第十二条の二第二十八項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 法附則第十六条の第二十項の規定の適用を受けようとする場合に、次に掲げる書類

イ 被災家屋を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該被災家屋の所在地を記載した書類

並びに当該被災家屋が阪神・淡路大震災により被害を受けたことについて当該被災家屋の所在地の市町村長が証する書類、当該被災家屋に係る平成六年度分又は平成七年度分の固定資産税について法第三百六十七条の規定により減免を受けたことを証する書類その他の当該被災家屋が阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

被災家屋が平成七年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災家屋が存したことを証する書類及び被災家屋に代わるものとして法附則第十六条の二第十項の規定を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類

政令附則第十二条の二第十一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第十項の規定を受けようとする場合にあっては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

二 法附則第十六条の二第十一項又は第十二項の規定を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第十三項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の二第十六項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被

一 法附則第十六条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第一項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の二第四項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被

災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋又は被災償却資産が平成十二年から平成十七年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害（以下この号において「三宅島噴火災害」という。）により被害を受けたことについて東京都三宅村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

イ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十二年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の第二項及び第二項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ロ 政令附則第十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第四項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第二項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第二項第二号から第四号まで又は同条第四項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

二 法附則第十六条の二第三項の規定の適用を受けようとする場合次に掲げる書類

災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋又は被災償却資産が平成十二年から平成十七年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害（以下この号において「三宅島噴火災害」という。）により被害を受けたことについて東京都三宅村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

イ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十二年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の第二項及び第二項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ロ 政令附則第十二条の二第十三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第十一項又は第十二項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第十三項第二号から第四号まで又は同条第十六項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

三 法附則第十六条の二第十三項の規定の適用を受けようとする場合次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第七項）において準用する同条第一項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋が平成十六年新潟県中越地震による災害（以下この号において「新潟県中越地震災害」という。）により被害を受けたことについて当該災害被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋が新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋が平成十六年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋が存したことを証する書類及び災害被災家屋に代わるものとして法附則第十六条の二第三項の規定の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第七項において準用する同条第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

三 法附則第十六条の二第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第九項）において準用す

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第十九項において準用する同条第十三項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋が平成十六年新潟県中越地震による災害（以下この号において「新潟県中越地震災害」という。）により被害を受けたことについて当該災害被災家屋の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋が新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋が平成十六年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋が存したことを証する書類及び災害被災家屋に代わるものとして法附則第十六条の二第十三項の規定の適用を受けようとする家屋の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第十九項において準用する同条第十三項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第十三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

四 法附則第十六条の二第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第二十一項において準用す

る同条第一項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の第二十一項において準用する同条第四項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年能登半島地震による災害（以下この号において「能登半島地震災害」という。）により被害を受けたことについて当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の第二、四項及び第五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第九項において準用する同条第一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十一項において準用する同条第四項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第九項

る同条第十三項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の第二十三項において準用する同条第十六項第一号に規定する被災償却資産をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年能登半島地震による災害（以下この号において「能登半島地震災害」という。）により被害を受けたことについて当該災害被災家屋又は被災償却資産の所在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償却資産が能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の第二、十四項及び第十五項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第二十一項において準用する同条第十三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二十三項において準用する同条第十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第十四項又は第十五項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第二十一項



において準用する同条第一項第二号から第四号まで 又は同条第十  
一項 において準用する同条第四項第三号若しくは第四号 に掲げ  
る者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第  
十一項 において準用する同条第四項第二号に 掲げる者にあつて  
は被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとす  
る者が相続人等に該当する旨を証する書類

四 法附則第十六条の二第六項又は第七項 の規定の適用を受けよう  
とする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第十三項 において準用す  
る同条第一項第一号 に規定する災害被災家屋をいう。以下この号  
において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の二第十五  
項 において準用する同条第四項第一号 に規定する被災償却資産  
をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は  
名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被  
災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被  
災家屋又は被災償却資産が平成十九年新潟県中越沖地震による災害  
（以下この号において「新潟県中越沖地震災害」という。）により  
被害を受けたことについて当該災害被災家屋又は被災償却資産の所  
在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償  
却資産が新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証  
する書類

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年度分の固定資産税に  
係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災

において準用する同条第十三項第二号から第四号まで又は同条第二  
十三項において準用する同条第十六項第三号若しくは第四号に掲げ  
る者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第  
二十三項において準用する同条第十六項第二号に掲げる者にあつて  
は被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとす  
る者が相続人等に該当する旨を証する書類

五 法附則第十六条の二第十六項又は第十七項の規定の適用を受けよう  
とする場合 次に掲げる書類

イ 災害被災家屋（政令附則第十二条の二第二十五項において準用す  
る同条第十三項第一号に規定する災害被災家屋をいう。以下この号  
において同じ。）又は被災償却資産（政令附則第十二条の二第二十  
七項において準用する同条第十六項第一号に規定する被災償却資産  
をいう。以下この号において同じ。）を所有していた者の氏名又は  
名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び当該災害被  
災家屋又は被災償却資産の所在地を記載した書類並びに当該災害被  
災家屋又は被災償却資産が平成十九年新潟県中越沖地震による災害  
（以下この号において「新潟県中越沖地震災害」という。）により  
被害を受けたことについて当該災害被災家屋又は被災償却資産の所  
在地の市町村長が証する書類その他の当該災害被災家屋又は被災償  
却資産が新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した旨を証  
する書類

ロ 災害被災家屋又は被災償却資産が平成十九年度分の固定資産税に  
係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の災

害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第六項及び第七項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第十三項において準用する同条第一項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第十五項において準用する同条第四項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第十三項において準用する同条第一項第二号から第四号まで又は同条第十五項において準用する同条第四項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第十五項において準用する同条第四項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第十六条の二の八第一項の施設等）

第十二条の三 略

2 略

3 政令附則第十六条の二の八第四項に規定する総務省令で定める施設は、次の表の上欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とする。

害被災家屋又は被災償却資産が存したことを証する書類及び災害被災家屋又は被災償却資産に代わるものとして法附則第十六条の二第十六項及び第十七項の規定の適用を受けようとする家屋又は償却資産の詳細を明らかにする書類

ハ 政令附則第十二条の二第二十五項において準用する同条第十三項第二号から第四号までに掲げる者又は同条第二十七項において準用する同条第十六項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第十六条の二第十六項又は第十七項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、この号のイ及びロに掲げるもののほか、政令附則第十二条の二第二十五項において準用する同条第十三項第二号から第四号まで又は同条第二十七項において準用する同条第十六項第三号若しくは第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書、同条第二十七項において準用する同条第十六項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第十六条の二の八第一項の施設等）

第十二条の三 略

2 略

3 政令附則第十六条の二の八第五項に規定する総務省令で定める施設は、次の表の上欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれその下欄に掲げる施設とする。

略

略

附則第七条による改正

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
法令名	略	法令名	略
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一条第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八條の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項、第十六条の五第四項（第七十四条の十一第二項及び第四百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の七第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項並びに附則第三十一条の三の二第四	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一条第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八條の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項、第十六条の五第四項（第四百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の七第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項並びに附則第三十一条の三の二第四

項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第十三条、第十四条の九第三項、第十四条の十八第二項、第十五条の四第二項並びに第十六条の三第四項及び第六項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)

、第十六条の四第二項(第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。)、第二十條の九の三第一項及び第二十條の十(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十三條(第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)

、第四十五條の二(同条第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項において、第四十五條の二第四項については第七百三十四條第三項及び附則第三十五條の三第六項において準用する場合を含む。)、第四十六條第四項及び第五項、第五十條の五、第五十條の七第一項並びに第五十條の九(これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)

、第五十三條第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十八項、第四十項及び第四十一項  
(同条第一項、第

項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第十三条、第十四条の九第三項、第十四条の十八第二項、第十五条の四第二項並びに第十六条の三第四項及び第六項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)

、第十六条の四第二項(第一条第二項及び第十六条の四第十二項において準用する場合を含む。)、第二十條の九の三第一項及び第二十條の十(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十三條(第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)

、第四十五條の二(同条第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項において、第四十五條の二第四項については第七百三十四條第三項及び附則第三十五條の三第六項において準用する場合を含む。)、第四十六條第四項及び第五項、第五十條の五、第五十條の七第一項並びに第五十條の九(これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)

、第五十三條第一項、第二項、第四項、第五項、第二十四項から第二十八項まで、第四十三項、第四十五項及び第四十六項(同条第一項、第

二項、第四項及び第十九項 については  
は第一条第二項において、第五十三條第二十項  
については第一条第二項及び第五十五條第五  
項において、第五十三條第二十一項については  
第一条第二項において、第五十三條第二十二項  
及び第二十三項については第七百三十四條第三  
項において、第五十三條第三十八項については  
第一条第二項において、第五十三條第四十項及  
び第四十一項 については第七百三十四條第三  
項において準用する場合を含む。）、第五十三  
條の二、第五十七條第一項、第六十三條第一項  
及び第六十六條第一項（これらの規定を第一條  
第二項において準用する場合を含む。）、第七  
十一條の十第二項、第七十一條の十七第一項、  
第七十一條の三十一第二項、第七十一條の三十  
八第一項、第七十一條の五十一第二項及び第七  
十一條の五十八第一項（これらの規定を第七百  
三十四條第三項において準用する場合を含む。  
）、第七十二條の二十四の十第六項（第一條第  
二項において準用する場合を含む。）、第七十  
二條の二十五第一項から第五項まで及び第十二  
項（同条第一項については第一條第二項におい  
て、第七十二條の二十五第二項については第一

二項、第四項、第五項及び第二十四項について  
は第一条第二項において、第五十三條第二十五  
項については第一条第二項及び第五十五條第五  
項において、第五十三條第二十六項については  
第一条第二項において、第五十三條第二十七項  
及び第二十八項については第七百三十四條第三  
項において、第五十三條第四十三項については  
第一条第二項において、第五十三條第四十五項  
及び第四十六項については第七百三十四條第三  
項において準用する場合を含む。）、第五十三  
條の二、第五十七條第一項、第六十三條第一項  
及び第六十六條第一項（これらの規定を第一條  
第二項において準用する場合を含む。）、第七  
十一條の十第二項、第七十一條の十七第一項、  
第七十一條の三十一第二項、第七十一條の三十  
八第一項、第七十一條の五十一第二項及び第七  
十一條の五十八第一項（これらの規定を第七百  
三十四條第三項において準用する場合を含む。  
）、第七十二條の二十四の十第六項（第一條第  
二項において準用する場合を含む。）、第七十  
二條の二十五第一項から第五項まで及び第十二  
項（同条第一項については第一條第二項におい  
て、第七十二條の二十五第二項については第一

条第二項、第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第三項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項及び第三項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十三の三、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十九第二項及び第四項から第六項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一

条第二項、第七十二条の二十五第六項及び第七十二条の二十八第二項  
において、第七十二条の二十五第三項については第一条第二項及び第七十二条の二十八第二項  
において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項及び第七十二条の二十八第二項  
において、第七十二条の二十五第五項については第一条第二項及び第七十二条の二十八第二項  
において、第七十二条の二十五第十二項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項及び第三項、第七十二条の二十九第一項及び第四項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十一第一項及び第三項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十三の三、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十九第二項及び第四項から第六項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一

項から第三項まで、第七十二条の五十九、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第二百二十二条、第二百二十三条、第三百三十四条第一項、第四百四十四条の九第四項及び第五項、第四百四十四条の十四第二項及び第五項、第四百四十四条の十八第一項並びに第四百四十四条の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、

項から第三項まで、第七十二条の五十九、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第二百二十二条、第二百二十三条、第三百三十四条第一項、第四百四十四条の九第四項及び第五項、第四百四十四条の十四第二項及び第五項、第四百四十四条の十八第一項並びに第四百四十四条の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、



第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百五十一条第二項、第五百五十二条第一項、第六百六十五条第一項、第六百八十四条第二項、第六百九十八条第一項、第七百七十条、第七百七十四条の二、第七百七十五条第二項並びに第二百八十三条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百七十七条の二第一項から第五項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において、第三百七十七条の二第四項については第七百三十四条第三項、第七百三十六条第三項及び附則第三十五条の三第十四項において、第三百七十七条の二第五項については第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百七十七条の六（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一項、第三百二十一項の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで及び第三十四項

第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百五十一条第二項、第五百五十二条第一項、第六百六十五条第一項、第六百八十四条第二項、第六百九十八条第一項、第七百七十条、第七百七十四条の二、第七百七十五条第二項並びに第二百八十三条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百七十七条の二第一項から第五項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において、第三百七十七条の二第四項については第七百三十四条第三項、第七百三十六条第三項及び附則第三十五条の三第十四項において、第三百七十七条の二第五項については第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百七十七条の六（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一項、第三百二十一項の八第一項、第二項、第四項、第五項、第二十四項から第二十八項まで及び第

(同条第一項、第二項、第四項及び第十九項) については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで及び第三十四項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十一条の八の二及び第三百二十一条の十三第一項(これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十五条(第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四(これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十九条第一項(第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百四十九条の四第六項及び第八項並びに第三百五十四条の二(これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百六十四条第三項、第七

百三十九項(同条第一項、第二項、第四項、第五項及び第二十四項)については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十五項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十六項から第二十八項まで及び第三十九項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十一条の八の二及び第三百二十一条の十三第一項(これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十五条(第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四(これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十九条第一項(第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百四十九条の四第六項及び第八項(これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百六十四条第三項、第七

項及び第九項（同条第三項及び第七項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条の二第二項及び第四項（同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項及び第三百八十二条の三（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百十七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第

項及び第九項（同条第三項及び第七項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条の二第二項及び第四項（同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項及び第三百八十二条の三（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百十七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第

四百五十七条第一項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百九十九条第一項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条（第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百五条、第六百十一条第一項及び第六百二十五条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の五十五及び第七百条の六十四第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の四第二項、第七百一条の十六第一項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項、

四百五十七条第一項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百九十九条第一項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条（第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百五条、第六百十一条第一項及び第六百二十五条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の五十五及び第七百条の六十四第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の四第二項、第七百一条の十六第一項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項、

第七百二条の八第五項、第七百十三条、第七百十八条第二項並びに第七百二十六条第一項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第七百三十三条の九、第七百三十三条の十四、第七百三十三条の十五第二項及び第七百三十三条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五条において準用する場合を含む。）、第七百四十三条第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十条第一項、第二項及び第四項（同条第一項及び第二項については第七百五十四条において、第七百五十条第四項については第七百五十二条第三項及び第七百五十四条において準用する場合を含む。）並びに第七百五十一条、第七百五十二条第一項及び第七百五十三条第二項（これらの規定を第七百五十四条において準用する場合を含む。）並びに附則第五条の四第三項及び第八項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項並びに第二十九条（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）

第七百二条の八第五項、第七百十三条、第七百十八条第二項並びに第七百二十六条第一項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第七百三十三条の九、第七百三十三条の十四、第七百三十三条の十五第二項及び第七百三十三条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五条において準用する場合を含む。）、第七百四十三条第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十条第一項、第二項及び第四項（同条第一項及び第二項については第七百五十四条において、第七百五十条第四項については第七百五十二条第三項及び第七百五十四条において準用する場合を含む。）並びに第七百五十一条、第七百五十二条第一項及び第七百五十三条第二項（これらの規定を第七百五十四条において準用する場合を含む。）並びに附則第五条の四第三項及び第八項、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項並びに第二十九条（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）

	<p>地方税法施行令</p>	略	<p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項（第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項及び第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十九条の十二、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四、第五十四条の</p>
	地方税法施行令	略	<p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項（第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項及び第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十九条の十二、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四、第五十四条の</p>

四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十一第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。））、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。））、第六条の二十、第七条の三の第三項、第七条の三の四第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。））、第九条の二第一項（第一条及び第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。））、第九条の七第十六項及び第二十八項（これらの規定を第一条において準用する

四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十一第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。））、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。））、第六条の二十、第七条の三の第三項、第七条の三の四第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。））、第九条の二第一項（第一条及び第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。））、第九条の七第十六項及び第二十八項（これらの規定を第一条において準用する

場合を含む。）、第九条の九の二第二項（第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項（第一条

において準用する場合を含む。

）、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の第十三項及び第二十九項、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三におい

場合を含む。）、第九条の九の二第二項（第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項（第一条及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十八条の九の八第一項及び第四項並びに第四十八条の九の九（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十三

第十七項及び第二十九項、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三におい



地方税法施行規則	
第一条の八、第二条の五第一項、第三条第一項	<p>略</p> <p>て準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十三項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十一条の三第三項、第十二条第九項、第十二条の二第十六項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>

地方税法施行規則	
第一条の八、第二条の五第一項、第三条第一項	<p>略</p> <p>て準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十三項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十一条の三第三項、第十二条第九項、第十二条の二第二十八項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>

及び第三条の三の二（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第三条の四（第一条及び第十条の二の五（第一条の二において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五条の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二第四項、第六条の四及び第七条第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）、第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）、第八条の八（第十六条の三において準用する場合を含む。）、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証券、免税証、免税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項並びに第十条第三項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項

及び第三条の三の二（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第三条の四（第一条及び第十条の二の五（第一条の二において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五条の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二第四項、第六条の四及び第七条第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）、第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）、第八条の八（第十六条の三において準用する場合を含む。）、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証券、免税証、免税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項並びに第十条第三項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項

<p>の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く。）（第一条の三において準用する場合を含む。）（第十条、第十五条の六第二項及び第三項（これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。）、第十六条の四（第一条において準用する場合を含む。）並びに第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項（これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。））</p>	略
<p>の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く。）（第一条の三において準用する場合を含む。）（第十条、第十五条の六第二項及び第三項（これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。）、第十六条の四（第一条において準用する場合を含む。）並びに第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項（これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。））</p>	略